行政文書開示請求書

内閣情報室 殿

2008年2月21日

氏名又は名称：　（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

[redacted]

住所又は居所：　（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

[redacted]

TEL [redacted]

連 絡 先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

１．請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。

情報強化検討会議の庶務担当部局が同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。

２．求める開示の実施の方法等　（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア　事務所における開示の実施を希望する。
　＜実施の方法＞　①　閲覧　　②　写しの交付　　③　その他（　　）
　＜実施の希望日＞
イ　写しの送付を希望する。

開示請求手数料（１件３００円）	収入印紙 日本政府 50円　収入印紙 日本政府 50円　収入印紙 日本政府 200円	（受付印）受付 20.2.22 内閣官房 内閣総務官室

※この欄は記入しないでください

担当課	内閣情報調査室
備　考	

No. 96 受 20.2.22 付 内閣情報調査室

請求受付番号：

情報機能強化検討会議の設置について

平成18年12月1日
内閣総理大臣決定
改正　平成19年1月9日

1 官邸における情報機能の強化を検討するため、内閣に情報機能強化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房長官
議員　内閣官房副長官（事務）
　　内閣危機管理監
　　内閣官房副長官補（内政）
　　内閣官房副長官補（外政）
　　内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
　　内閣情報官
　　内閣総務官

3 検討会議の下に、調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

4 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　内閣官房副長官（事務）
副委員長 内閣情報官
委　員　警察庁警備局長
　　公安調査庁次長
　　外務省国際情報統括官
　　防衛省防衛政策局長
　　その他委員長の指名する者

5 委員長は、必要があると認めるときは、テーマに応じてワーキング・グループを置くことができる。

6 検討会議及び委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

7 前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年

（文書処理上の記事）

内閣総務官室と協議済み

文書番号	閣情第135号
受付	平成20年2月22日
起案	平成20年3月13日
決裁・~~供覧~~	平成20年3月14日
施行	平成20年3月14日
専決番号	別表 ——

内閣情報官

次長

総務部主幹

総務部総括

内閣事務官 [redacted]

[redacted]

起案者	
氏名	[redacted]
	（ 番）

（件　名）行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示請求に対する決定通知について（回答）

（伺い）

平成20年2月22日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条1項及び第17条並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者宛て通知することとしてよろしいか伺います。

内閣

決　裁・~~報告~~　要　旨

担当者所属	総　　務　　部	氏名	[redacted]	電話	[redacted]
要　　旨		提出	平成２０年　3月１４日（金）		
		期限	平成　　年　　月　　日（　）		

平成２０年2月２２日付けで請求のありました情報公開請求について、御決裁をよろしくお願いいたします。開示の方針は下記のとおりです。

記

開示請求の内容は昨年３月６日付けのものと同じであるため、開示文書は昨年開示した文書（付箋の①～③及び⑤）に、昨年の情報公開請求から新たに取得した文書（付箋の⑥及び⑦）である「官邸における情報機能の強化の方針及びその説明資料」（不開示情報なし）、「官邸における情報機能の強化の方針の首相官邸ホームページへの掲載について」（印影を黒塗りしたもの）を加える。

なお、本方針で内閣総務官室とは協議済み。

行政文書開示請求書

内閣情報官 殿

2008年2月21日

氏名又は名称：　（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）

[redacted]

住所又は居所：　（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

[redacted]

ＴＥＬ [redacted]

連 絡 先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

１．請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。

情報強化検討会議の庶務担当部局が同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。

２．求める開示の実施の方法等　（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載して下さい。

ア　事務所における開示の実施を希望する。
　＜実施の方法＞　①　閲覧　　②　写しの交付　　③　その他（　　）
　＜実施の希望日＞
イ　写しの送付を希望する。

開示請求手数料（１件３００円）	収入印紙 日本政府 50円　収入印紙 日本政府 50円　収入印紙 日本政府 200円	（受付印）受付 20.2.22 内閣官房 内閣総務官室

※この欄は記入しないでください

担当課	内閣情報調査室
備　考	

No. 05 受 20.2.22 付 内閣情報調査室

請求受付番号：

情報機能強化検討会議の設置について

平成18年12月1日
内閣総理大臣決定
改正　平成19年1月9日

1 官邸における情報機能の強化を検討するため、内閣に情報機能強化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房長官
議員　内閣官房副長官（事務）
内閣危機管理監
内閣官房副長官補（内政）
内閣官房副長官補（外政）
内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
内閣情報官
内閣総務官

3 検討会議の下に、調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

4 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　内閣官房副長官（事務）
副委員長 内閣情報官
委　員　警察庁警備局長
公安調査庁次長
外務省国際情報統括官
防衛省防衛政策局長
その他委員長の指名する者

5 委員長は、必要があると認めるときは、テーマに応じてワーキング・グループを置くことができる。

6 検討会議及び委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

7 前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

（案）

閣情第　１３５号
平成20年３月　日

行政文書開示決定通知書

[redacted]　様

内閣情報官

三谷　秀史

平成20年２月22日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1　開示する行政文書の名称

①　情報機能強化検討会議の設置について
②　防衛庁の省移行にかかる内閣情報調査室の関係規程の一部改正について（情報機能強化検討会議の設置についての一部改正について）
③　官邸における情報機能の強化の基本的な考え方及びその説明資料
④　官邸における情報機能の強化について(案)
⑤　情報機能強化検討会議の根拠・構成員及び中間取りまとめの首相官邸ホームページへの掲載について
⑥　官邸における情報機能の強化の方針及びその説明資料
⑦　官邸における情報機能の強化の方針の首相官邸ホームページへの掲載について

2　不開示とした部分とその理由

上記①、②、⑤及び⑦中、
内閣情報調査室の職員(課長相当職以上の職員を除く。)の氏名及び印影については、同室の情報収集対象において、対抗・妨害措置等を講じられる等、同室の調査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号本文に該当するため不開示とした。

3　不開示とした文書とその理由

（案）

上記④、

上記④の文書は、情報機能検討会議の検討過程における文書であり、当室の内部又は関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当する。また、上記④の文書は、我が国の情報関係省庁の具体的な情報収集体制に関する情報を含み、それを公にすることにより、当室の情報収集対象において、対抗・妨害措置等を講じられる等、当室の調査活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第6号本文に該当するため全部不開示とした。

＊　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3　開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等　　＊同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
Ａ４判文書 １１０枚	①閲覧	１００枚までにつき １００円	２００円	０円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき １０円	１１００円	８００円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	カラー１枚につき ２０円 カラー文書　１３枚	１２３０円	９３０円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（ＰＤＦファイル）	CD-R１枚につき１００円に、文書１枚ごとに１０円を加えた額	１２００円	９００円

※　実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円

（案）

までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（注１）当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれており、カラーコピーでの開示の実施を行うことができます。カラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

（注２）ＣＤ－Ｒによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：３月○○日から５月○○日まで（土・日曜、祝日等行政機関の休日を除く。）

時：10:00から17:00まで（昼休みを除く。）

場所：内閣府庁舎１階情報公開窓口　東京都千代田区永田町１－６－１

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から１週間後までに発送予定

複写機により白黒又はカラーで複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）1kgまで 580円

スキャナにより電子化しＣＤ－Ｒに複写したものの交付の場合、通常郵便物（定型外）100ｇまで 160円

＊　担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

TEL　03-5253-2111　　内線　83406

保存期間	(30年)・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)	文書番号	閣情 第 422 号
坂内閣官房副長官補、	受付	平成 年 月 日
安藤内閣官房副長官補、	起案	平成 18 年 11 月 30 日
柳澤内閣官房副長官補、	決裁 ~~供覧~~	平成 18 年 12 月 1 日
警察庁、防衛庁、公安調査庁、	施行	平成 18 年 12 月 1 日
外務省と協議済み	専決番号	別表 ―

内閣総理大臣 安倍

内閣官房長官 塩崎

内閣官房副長官

内閣総務官

内閣審議官 原

内閣参事官

企画官

内閣事務官 青木

内閣総理大臣秘書官

内閣危機管理監 野田

内閣情報官

内閣情報調査室次長

内閣審議官 木坂

内閣参事官 河邉 届

内閣事務官

起案者	
氏名	[redacted]

(件 名) 情報機能強化検討会議の設置について

(伺い)

標記について、別紙のとおり決定してよろしいか伺います。

内閣

A－4 上質44.5kg (50枚天のり)

内閣総務官室合議	第 165 号
受付	18年11月30日

内政.

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年

（文書処理上の記事）	文書番号	閣情　第　　号
	受付	平成　年　月　日
	起案	平成　年　月　日
	決裁・供覧	平成　年　月　日
	施行	平成　年　月　日
	専決番号	別表　——

内閣官房副長官補

内閣審議官

内閣参事官

内閣事務官

起案者
氏名 [redacted]

（件　名）情報機能強化検討会議の設置について

（伺い）

標記について、別紙のとおり決定してよろしいか伺います。

内　閣

A－4　上質44.5kg（50枚天のり）

外3次

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)		
	文書番号	閣情　第　　号
	受　付	平成　年　月　日
	起　案	平成　年　月　日
	決裁・供覧	平成　年　月　日
	施　行	平成　年　月　日
	専決番号	別表　——

内閣官房副長官補

内閣審議官

内閣参事官

内閣事務官

起案者
氏名 [redacted]

(件　名) 情報機能強化検討会議の設置について

(伺い)

標記について、別紙のとおり決定してよろしいか伺います。

内　閣

別紙

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年

（文書処理上の記事）

文書番号	閣情　第　　号
受付	平成　年　月　日
起案	平成　年　月　日
決裁・供覧	平成　年　月　日
施行	平成　年　月　日
専決番号	別表　——

内閣官房副長官補

内閣審議官

内閣参事官

内閣事務官

起案者
氏名 [redacted]

（件　名）情報機能強化検討会議の設置について

（伺い）

標記について、別紙のとおり決定してよろしいか伺います。

内閣

A－4　上質44.5kg（50枚天のり）

情報機能強化検討会議の設置について（案）

（平成１８年12月１日
内閣総理大臣決定）

１．官邸における情報機能の強化を検討するため、内閣に情報機能強化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

２．検討会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房長官
議員　内閣官房副長官（事務）
　　内閣危機管理監
　　内閣官房副長官補（内政）
　　内閣官房副長官補（外政）
　　内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
　　内閣情報官
　　内閣総務官

３．検討会議の下に、調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

４．委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　内閣官房副長官（事務）
副委員長　内閣情報官
委　員　警察庁警備局長
　　防衛庁防衛政策局長
　　公安調査庁次長
　　外務省国際情報統括官
　　その他委員長の指名する者

５．委員長は、必要があると認めるときは、テーマに応じてワーキング・グループを置くことができる。

６．検討会議及び委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

７　前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

情報機能強化検討会議の設置について

（平成１８年１２月１日
内閣総理大臣決定）

１．官邸における情報機能の強化を検討するため、内閣に情報機能強化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

２．検討会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房長官
議員　内閣官房副長官（事務）
　　内閣危機管理監
　　内閣官房副長官補（内政）
　　内閣官房副長官補（外政）
　　内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
　　内閣情報官
　　内閣総務官

３．検討会議の下に、調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

４．委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　内閣官房副長官（事務）
副委員長　内閣情報官
委　員　警察庁警備局長
　　防衛庁防衛政策局長
　　公安調査庁次長
　　外務省国際情報統括官
　　その他委員長の指名する者

５．委員長は、必要があると認めるときは、テーマに応じてワーキング・グループを置くことができる。

６．検討会議及び委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

７　前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

情報機能強化検討会議（仮称）について

１．任務

官邸における情報（収集）機能の強化の検討

２．構成案

検討会議

議　長：内閣官房長官
構成員：内閣官房副長官（事務）、内閣危機管理監、
内閣官房副長官補（内政、外政、安危）、内閣情報官、内閣総務官

調整委員会

委員長：内閣官房副長官（事務）
副委員長：内閣情報官
構成員：警察庁、防衛庁、公安調査庁、外務省からそれぞれ局長級
その他委員長が指名する者

ワーキンググループ　ワーキンググループ　ワーキンググループ

必要に応じてテーマごとに設置

保存期間	(30年)・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)

内閣情報調査室内については別紙のとおり決裁済み。

文書番号	閣情 第440号
受付	平成18年12月26日
起案	平成18年12月26日
決裁・供覧	平成19年1月9日
施行	平成19年1月9日
専決番号	別表 副長官 — 1, 41

内閣官房副長官

内閣危機管理監

内閣官房副長官補

内閣総務官

内閣審議官

内閣参事官

企画官

内閣事務官

起案者	
氏名	[redacted]

(件　名) 防衛庁の省移行にかかる内閣情報調査室の関係規程の一部改正について

(伺い)

標記について、別紙案のとおり改正することとしてよろしいか伺います。

内閣

A－4　上質44.5kg (50枚天のり)

内閣総務官室合議	第187号
受付	18年12月27日

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年

(文書処理上の記事)		
	文書番号	第　　号
	受　　付	平成　　年　　月　　日
	起　　案	平成　　年　　月　　日
	決裁・供覧	平成　　年　　月　　日
	施　　行	平成　　年　　月　　日
	専決番号	別表　　——

内閣情報官

内閣情報調査室次長

内閣審議官

内閣参事官

内閣事務官

起案者
氏名 [redacted]

(件　名)　「情報機能強化検討会議の設置について」の一部改正について

(伺い)

標記について、別紙案のとおり、改正することとしてよろしいか伺います。

内　　閣

情報機能強化検討会議の設置についての一部改正について（案）

（平成１８年１２月　　日
内閣総理大臣決定）

１　情報機能強化検討会議の設置について（平成１８年１２月１日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第４項中「警察庁警備局長
防衛庁防衛政策局長
公安調査庁次長
外務省国際情報統括官
その他委員長の指名する者」

を

「警察庁警備局長
公安調査庁次長
外務省国際情報統括官
防衛省防衛政策局長
その他委員長の指名する者」

に改める。

２　以上の措置は、平成１９年１月９日から施行する。

情報機能強化検討会議の設置について

（平成１８年１２月１日
内閣総理大臣決定）

1　官邸における情報機能の強化を検討するため、内閣に情報機能強化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2　検討会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房長官
議員　内閣官房副長官（事務）
　　内閣危機管理監
　　内閣官房副長官補（内政）
　　内閣官房副長官補（外政）
　　内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
　　内閣情報官
　　内閣総務官

3　検討会議の下に、調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

4　委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　内閣官房副長官（事務）
副委員長　内閣情報官
委　員　警察庁警備局長
　　防衛庁防衛政策局長
　　公安調査庁次長
　　外務省国際情報統括官
　　その他委員長の指名する者

5　委員長は、必要があると認めるときは、テーマに応じてワーキング・グループを置くことができる。

6　検討会議及び委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

7　前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

情報機能強化検討会議の設置について（平成１８年１２月１日内閣総理大臣決定）新旧対照表

（傍線は改正部分）

改　正　案	現　行
4　委員会の構成は、次のとおりとする。 委 員 長　内閣官房副長官（事務） 副委員長　内閣情報官 委　　員　警察庁警備局長 公安調査庁次長 外務省国際情報統括官 防衛省防衛政策局長 その他委員長の指名する者	4　委員会の構成は、次のとおりとする。 委 員 長　内閣官房副長官（事務） 副委員長　内閣情報官 委　　員　警察庁警備局長 防衛庁防衛政策局長 公安調査庁次長 外務省国際情報統括官 その他委員長の指名する者

官邸における情報機能の強化の基本的な考え方

平成１９年２月２８日

情報機能強化検討会議

1　はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化することにより、より多くの質の高い情報を収集し、それらに高度の分析を加え、適正な政策判断を支えていくことが必要である。特に、国家安全保障に関し、官邸司令塔機能の強化に向けた体制の整備が進められる中、官邸における情報機能の強化が急務となっている。

情報機能強化検討会議では、昨年１２月１日に設置されて以来、官邸司令塔機能を支えるため我が国の情報部門として何を成し得るか、政策部門との連接、情報の収集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の１つ１つに検討を加えるとともに、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の濃い検討を集中的に行ってきたところである。その成果として、次のとおり官邸における情報機能強化の基本的な考え方を取りまとめたので、これを我が国情報コミュニティの共有財産とし、本検討会議を中心として一歩一歩着実に実現させてまいりたい。

2　情報機能の強化

（１）政策との連接

①　政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供され

た情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

② 政策と情報の有機的な連接

政策と情報の分離を前提としつつ、政策判断に資する情報の提供を確保するためには、両者の有機的な連接が必要である。そのため、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供されるよう、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して機能する。

○ 内閣情報会議

内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告する。

○ 内閣情報官

内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じて、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受けるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告する。また、内閣情報官は、官邸の政策部門に対して、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供するものとし、そ

のため、官邸首脳の指示を受けて、官邸の政策部門の重要会議に出席する。さらに、これらの情報関心の提示、情報提供等について、情報コミュニティ内で共有することにより、政策と情報の日常的な結節点として機能する。

○　各情報機関

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

（２）収集機能の強化

①　対外人的情報収集機能の強化

今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

現在、在外公館において、広範な人脈の構築を通じて多様な人的情報収集活動が行われているほか、人的体制の強化に向けた取組みが進められており、また、情報関係の各省庁においても、各級職員の海外への派遣等による対外情報の収集が行われているが、上記のような情報収集の対象国や組織は閉鎖的で、その内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

この問題に取り組むため、具体的に不足している情報の検討を踏まえて、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

② その他の情報収集機能の強化

その他の政府における既存の情報収集手段についても、その能力の維持・拡充を図る。

（3）集約・分析・共有機能の強化

① 集約・分析・共有の必要性

適正な政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策との有機的な連接の確保及び収集機能の強化に加えて、政府として高度の分析を行うための集約・分析機能を強化するとともに、政府全体の分析能力の向上を図るための情報共有の促進が重要である。そのため、現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。

② 拡大情報コミュニティの設置

政府が保有するあらゆる情報手段を活用するため、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省のコアメンバーから構成される情報コミュニティのほか、関係省庁からなる拡大情報コミュニティを設け、個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果についても共有する。

③ 情報の集約

内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース

・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。

また、情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者及び連絡担当官を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に常駐させ、又は派遣する。また、連絡担当官が同室において各省庁端末を利用できるよう基盤整備を促進する。

④　情報の分析

合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書の原案を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。内閣情報分析官（仮称）については、その高度の専門性を確保するため、長期間の在職が可能となるような処遇とする。

⑤　情報の共有

情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、合同情報会議等の場を活用するなどして、情報の共有を促進する。また、日常の情報共有に関しては、上記連絡責任者を活用するとともに、「（４）基盤整備」で述べるシステムの整備も推進する。

また、情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

（4）基盤整備

① 情報の共有のための基盤整備

情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースの整備、秘密情報伝達用のイントラネットの拡大整備、ハードウェアの連結等の具体的な措置を検討し、その実現を図る。

② 人的基盤整備

情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、その具体的な必要性や方法を十分検討した上で、人事交流や合同研修等を推進する。また、情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

3 情報の保全の徹底

① 政府統一基準の策定

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議において、カウンターインテリジェンス・ポリシーの策定に向けた具体的な検討を行う。

② 高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

③ 秘密保全に関する法制の在り方

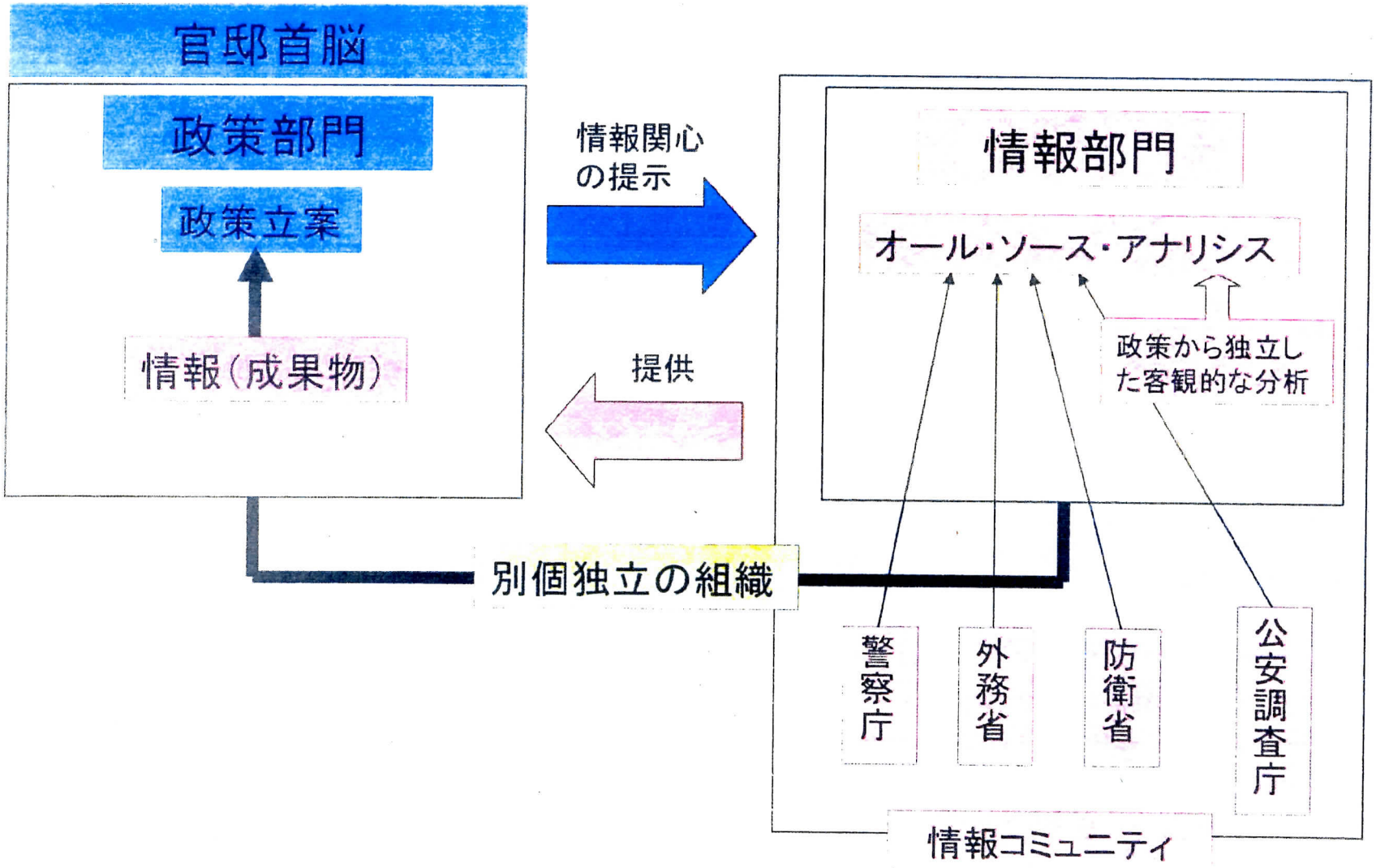
現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によっ

て差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題があり、それを解消するため、新たな法制の在り方についても検討が必要である。

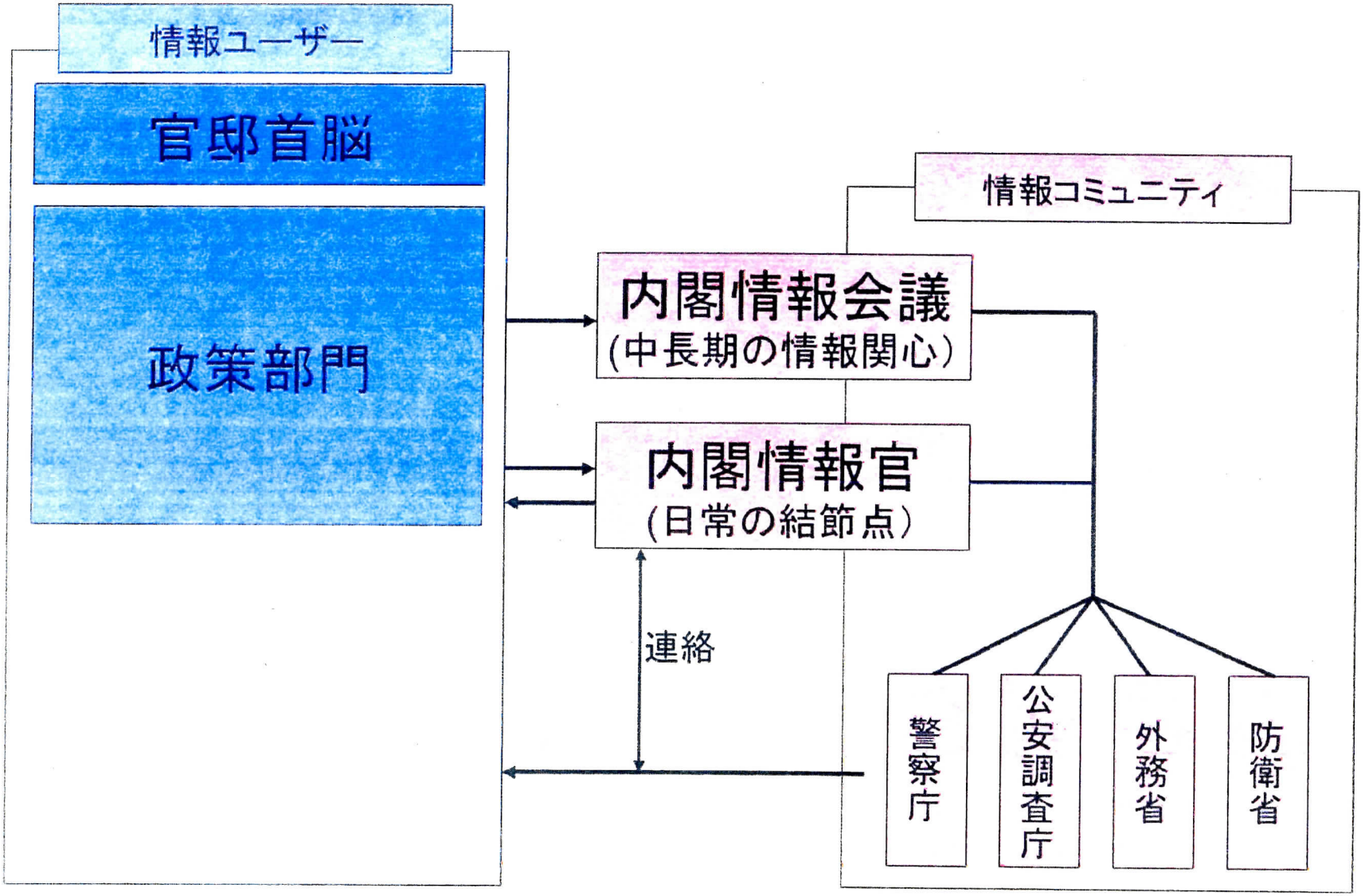
4　実現への道のり

以上の基本的な考え方を踏まえて本検討会議において更に検討を進め、半年以内を目途に、官邸における情報機能を強化するための具体的な施策を取りまとめ、政府としての意思決定を経て着実に実行に移すこととする。

「政策」と「情報」の分離


官邸首脳
政策部門
政策立案
情報（成果物）
情報関心の提示
提供
別個独立の組織
情報部門
オール・ソース・アナリシス
政策から独立した客観的な分析
警察庁
外務省
防衛省
公安調査庁
情報コミュニティ

政策との連接


情報ユーザー
官邸首脳
政策部門
情報コミュニティ
内閣情報会議
(中長期の情報関心)
内閣情報官
(日常の結節点)
連絡
警察庁
公安調査庁
外務省
防衛省

収集手段の強化

対外人的情報収集活動の課題

・国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報収集が喫緊の課題

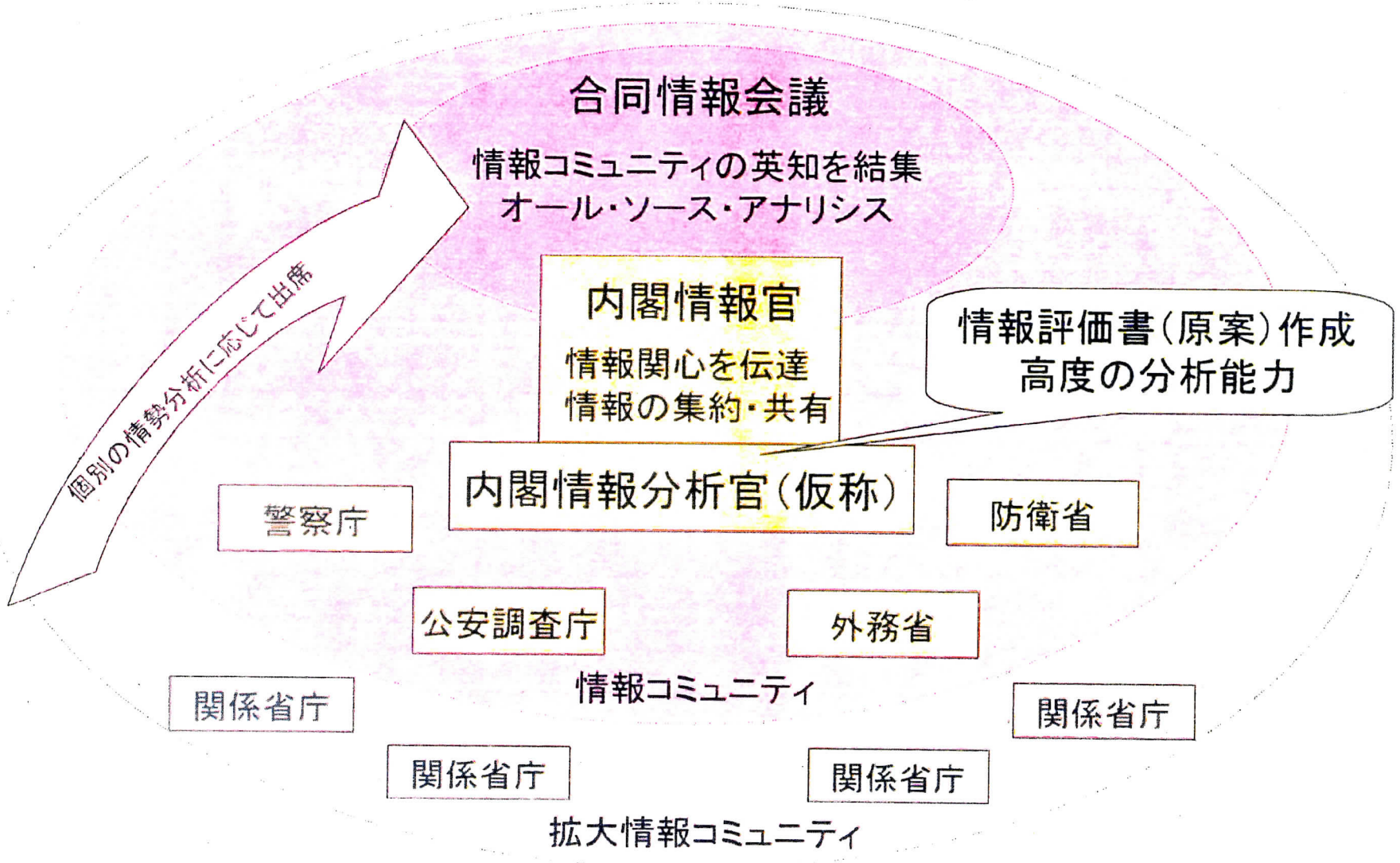
・これらの国や組織の意図を把握する必要性が増大

対外人的情報収集活動の強化策

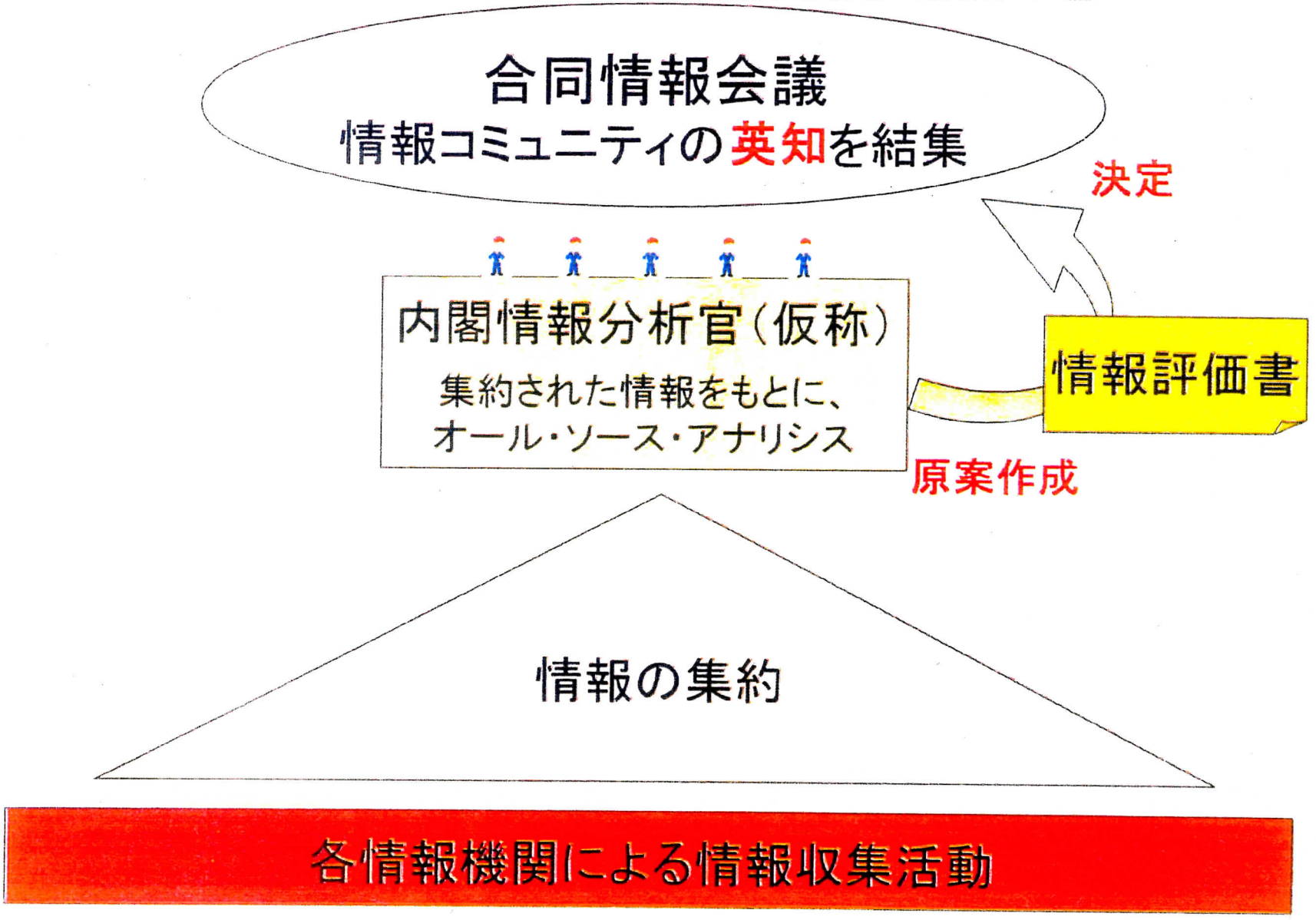
・具体的に不足している情報の検討を踏まえ、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢のあり方を早急に検討し、実現を図る

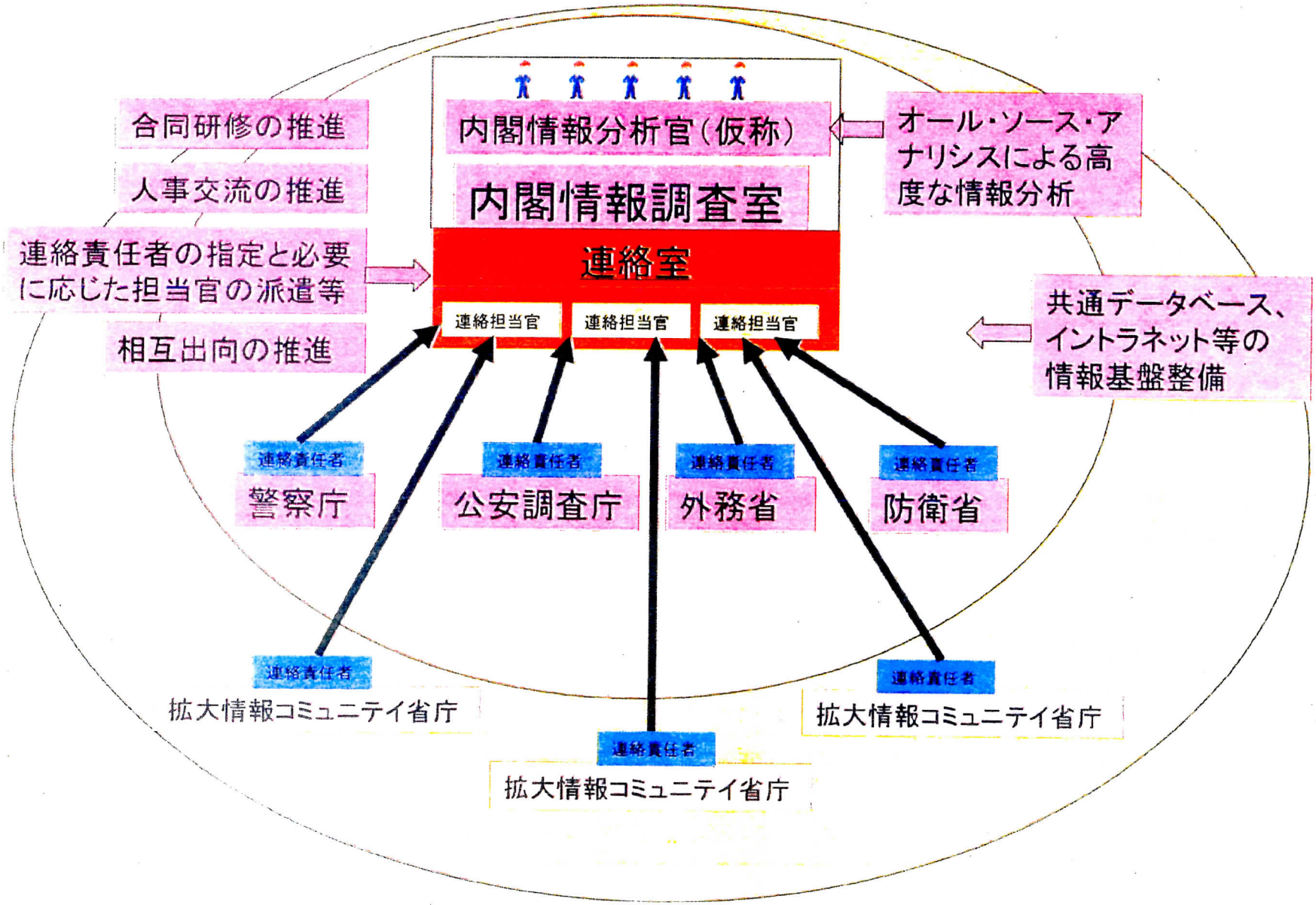
・その他の既存の情報収集手段についても、能力の維持・拡充

情報コミュニティの強化
～集約・分析・共有～



オール・ソース・アナリシスのイメージ




合同研修の推進
人事交流の推進
連絡責任者の指定と必要に応じた担当官の派遣等
相互出向の推進
内閣情報分析官（仮称）
内閣情報調査室
連絡室
連絡担当官
連絡担当官
連絡担当官
オール・ソース・アナリシスによる高度な情報分析
共通データベース、イントラネット等の情報基盤整備
連絡責任者
警察庁
連絡責任者
公安調査庁
連絡責任者
外務省
連絡責任者
防衛省
連絡責任者
拡大情報コミュニテイ省庁
連絡責任者
拡大情報コミュニテイ省庁
連絡責任者
拡大情報コミュニテイ省庁

情報の保全の徹底

厳格な保全措置を前提とした情報の共有

情報コミュニティ内におけるより高度な保全措置

・高度なセキュリティクリアランス制度等

カウンターインテリジェンスポリシーによる政府統一的な保全基準の策定

・秘密情報の管理体制

・秘密保全教育

・事案発生時の対処方策

・カウンターインテリジェンス情報の集約・分析

機密性３情報

秘・用済み後廃棄

秘
無期限
010-04-07-0070-1

官邸における情報機能の強化について（案）

◎　情報機能の強化

○　政策との連接

○　「政策」と「情報」の連接はどのように確保されるべきか。

【政策と情報の分離】

・　情報部門は、政策部門の情報関心に基づいて、優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整、情報の収集、収集された情報の集約・分析を行い、政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供された情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

【政策と情報の有機的な連接】

・　政策と情報の分離を前提としつつ、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、オール・ソース・アナリシス（政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供される仕組みを整備することが必要である。

・　そのため、内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告することとする。

・　また、内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じ、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受け、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告し、また官邸の政策部門に提供するとともに、情報コミュニティ内でそれらを共有することにより、「政策」と「情報」の日常的な結節点として機能するものとする。なお、内閣情報官は、官邸首脳の指示を受け、官邸の政策部門の重要会議に出席するものとする。

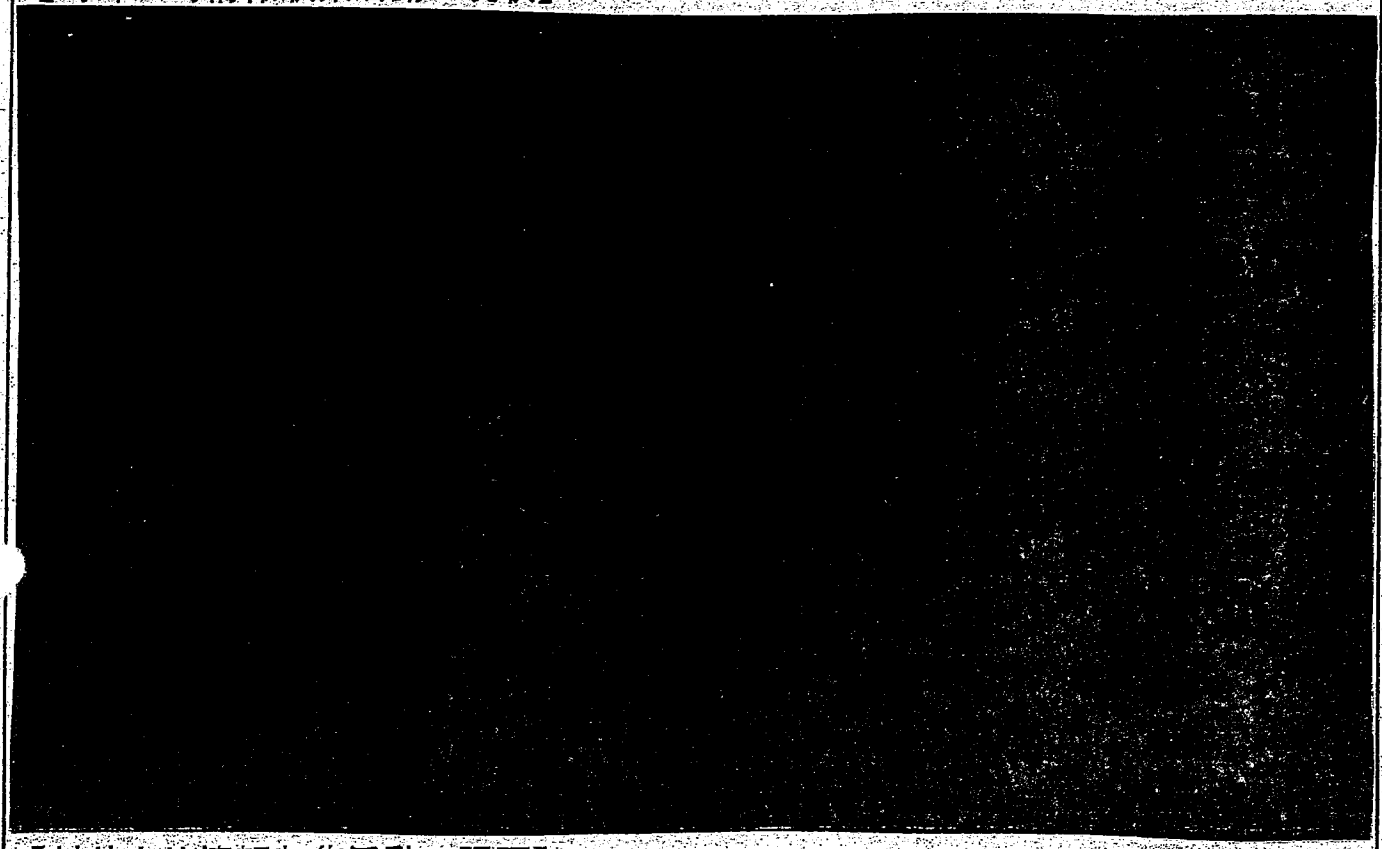
・　他方、各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

・　なお、政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策と情報の連接に加えて、情報の集約・分析・共有機能の強化（後述）が図られることが決定的に重要である。

○　収集手段の強化

○　対外人的情報収集機能の強化のためにはどのような方策を採るべきか。

【対外人的情報収集活動の現状】



【対外人的情報収集活動の課題】

・　今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。しかし、こうした情報収集の対象国や組織は、閉鎖的で、内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

【対外人的情報収集活動の強化】

・　上記の問題に取り組むため、具体的に不足している情報の検討を踏まえて、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

【その他の情報収集機能】

・　その他の政府における既存の情報収集手段についても、能力の維持・拡充を図る。

○　集約・分析・共有機能の強化

○　政府として、適切に情報を集約し、分析を加えることができていないのではないか。オール・ソース・アナリシスの実現の方途如何。

【総論】

・　現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行う。内閣情報官は、同会議等を活用して、関係機関から情報を集約するなどオール・ソース・アナリシスに必要な調整を行う。

【情報コミュニティの構成】

・　情報コミュニティのコアメンバーの構成は、現状を維持する。ただし、拡大情報コミュニティを設け、海上保安庁、財務省、経済産業省、[redacted]個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるほか、コアメンバーによる情報コミュニティの成果物等についてはニード・トゥ・ノウの原則に従い、拡大情報コミュニティにおいても共有する。

【具体策－情報の集約】

・　内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。

・　情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者及び連絡担当官を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に常駐させ、又は派遣するものとする。

【具体策－情報の分析】

・　合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書（原案）を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。内閣情報分析官（仮称）については、その高度の専門性を確保するため、長期間の在職が可能となるような処遇とする。

【分析のための情報の共有】

・　情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、[redacted]合同情報会議等の場を活用するなどして、情報の共有を促進する。

・　日常の情報共有に関しては上記連絡責任者を活用するとともに、別項目で述べるシステムの整備も推進することとする。

○　集約・分析された結果の共有の在り方如何。

・　情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

○　基盤整備

○　情報機能の基盤整備を行い、情報の共有化を進めるべきではないか。

・　情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースの整備、秘密情報伝達用のイントラネットの拡大整備、ハードウェアの連結等の具体的な措置を検討[redacted]

・　内閣情報調査室に常駐し、又は派遣される各省庁の連絡担当官が、同室において当該各省庁の端末を使用できるよう基盤整備を推進する。

○　人材育成のため、情報コミュニティ内で合同研修や積極的な人事交流を実施すべきではないか。

・　情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、その具体的必要性や方法を十分検討した上で、人事交流や合同研修等を推進する。

・　情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

◎　情報の保全の徹底

○　情報保全については政府統一基準を定めることが重要。
○　情報コミュニティにおけるより高度な秘密を保全するための措置が必要ではないか。
○　情報共有促進のためにもセキュリティクリアランスの制度を設け、機微度に応じた取扱いの類型化、取扱職員の明確化を図るべきではないか。

・　情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議を立ち上げたところである。同会議において、カウンターインテリジェンス・ポリシーの策定に向け準備を始めており、その中で具体的な検討を行う。
・　特に、情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて、具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

○　秘密保全に関する法制の在り方如何。

・　現在の我が国の秘密保護に関する法令は、①個別法によって差異が大きい、②国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が１年以下とされるなど罰則が軽い、[redacted]

◎　今後の予定

・　以上の基本的な考え方を踏まえて本検討会議において更に検討を進め、半年以内を目途に、官邸における情報機能を強化するための具体的な施策を取りまとめ、政府としての意思決定を経て着実に実行に移すこととする。

保存期間	30年・10年・(5年)・3年・1年

（文書処理上の記事）

文書番号	閣情 第 71 号
受付	平成 年 月 日
起案	平成 19 年 2 月 26 日
決裁・供覧	平成 19 年 2 月 26 日
施行	平成 19 年 2 月 28 日
専決番号	別表 ―

内閣情報官

内閣情報調査室次長

総務部主幹

内閣参事官

内閣事務官

起案者
氏名 [redacted]

（件　名）情報機能強化検討会議の根拠・構成員及び中間取りまとめの首相官邸ホームページへの掲載について

（伺い）

標記について、別紙のとおり内閣広報室に依頼してよろしいか伺います。

内　閣

情報機能強化検討会議

官邸における情報機能の強化を検討することを目的として、内閣に情報機能強化検討会議が設置されています。

□ 根拠・構成員

□ 決定等

平成19年2月28日　官邸における情報機能の強化の基本的な考え方

[根拠・様式等]

情報機能強化検討会議の設置について

（平成18年12月１日
内閣総理大臣決定）

改正　平成19年１月９日

1　官邸における情報機能の強化を検討するため、内閣に情報機能強化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2　検討会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長　内閣官房長官
議員　内閣官房副長官（事務）
内閣危機管理監
内閣官房副長官補（内政）
内閣官房副長官補（外政）
内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
内閣情報官
内閣総務官

3　検討会議の下に、調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

4　委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　内閣官房副長官（事務）
副委員長　内閣情報官
委員　警察庁警備局長
公安調査庁次長
外務省国際情報統括官
防衛省防衛政策局長
その他委員長の指名する者

5　委員長は、必要があると認めるときは、テーマに応じてワーキング・グループを置くことができる。

6　検討会議及び委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

7　前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長が定める。

官邸における情報機能の強化の基本的な考え方

平成１９年２月２８日

情報機能強化検討会議

1　はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化することにより、より多くの質の高い情報を収集し、それらに高度の分析を加え、適正な政策判断を支えていくことが必要である。特に、国家安全保障に関し、官邸司令塔機能の強化に向けた体制の整備が進められる中、官邸における情報機能の強化が急務となっている。

情報機能強化検討会議では、昨年１２月１日に設置されて以来、官邸司令塔機能を支えるため我が国の情報部門として何を成し得るか、政策部門との連接、情報の収集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の１つ１つに検討を加えるとともに、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の濃い検討を集中的に行ってきたところである。その成果として、次のとおり官邸における情報機能強化の基本的な考え方を取りまとめたので、これを我が国情報コミュニティの共有財産とし、本検討会議を中心として一歩一歩着実に実現させてまいりたい。

2　情報機能の強化

（１）政策との連接

①　政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供され

た情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

② 政策と情報の有機的な連接

政策と情報の分離を前提としつつ、政策判断に資する情報の提供を確保するためには、両者の有機的な連接が必要である。そのため、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供されるよう、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して機能する。

○ 内閣情報会議

内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告する。

○ 内閣情報官

内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じて、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受けるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告する。また、内閣情報官は、官邸の政策部門に対して、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供するものとし、そ

のため、官邸首脳の指示を受けて、官邸の政策部門の重要会議に出席する。さらに、これらの情報関心の提示、情報提供等について、情報コミュニティ内で共有することにより、政策と情報の日常的な結節点として機能する。

○　各情報機関

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

（２）収集機能の強化

①　対外人的情報収集機能の強化

今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

現在、在外公館において、広範な人脈の構築を通じて多様な人的情報収集活動が行われているほか、人的体制の強化に向けた取組みが進められており、また、情報関係の各省庁においても、各級職員の海外への派遣等による対外情報の収集が行われているが、上記のような情報収集の対象国や組織は閉鎖的で、その内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

この問題に取り組むため、具体的に不足している情報の検討を踏まえて、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方を早急に検討し、その実現を図る。

② その他の情報収集機能の強化

その他の政府における既存の情報収集手段についても、その能力の維持・拡充を図る。

（３）集約・分析・共有機能の強化

① 集約・分析・共有の必要性

適正な政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策との有機的な連接の確保及び収集機能の強化に加えて、政府として高度の分析を行うための集約・分析機能を強化するとともに、政府全体の分析能力の向上を図るための情報共有の促進が重要である。そのため、現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。

② 拡大情報コミュニティの設置

政府が保有するあらゆる情報手段を活用するため、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省のコアメンバーから構成される情報コミュニティのほか、関係省庁からなる拡大情報コミュニティを設け、個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果についても共有する。

③ 情報の集約

内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース

・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。

また、情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者及び連絡担当官を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に常駐させ、又は派遣する。また、連絡担当官が同室において各省庁端末を利用できるよう基盤整備を促進する。

④　情報の分析

合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を置いて情報評価書の原案を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。内閣情報分析官（仮称）については、その高度の専門性を確保するため、長期間の在職が可能となるような処遇とする。

⑤　情報の共有

情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、合同情報会議等の場を活用するなどして、情報の共有を促進する。また、日常の情報共有に関しては、上記連絡責任者を活用するとともに、「（４）基盤整備」で述べるシステムの整備も推進する。

また、情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

（４）基盤整備

①　情報の共有のための基盤整備

情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースの整備、秘密情報伝達用のイントラネットの拡大整備、ハードウェアの連結等の具体的な措置を検討し、その実現を図る。

②　人的基盤整備

情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、その具体的な必要性や方法を十分検討した上で、人事交流や合同研修等を推進する。また、情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

3　情報の保全の徹底

①　政府統一基準の策定

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議において、カウンターインテリジェンス・ポリシーの策定に向けた具体的な検討を行う。

②　高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

③　秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によっ

て差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題があり、それを解消するため、新たな法制の在り方についても検討が必要である。

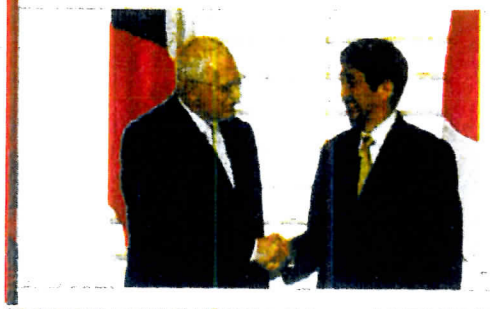
4　実現への道のり

以上の基本的な考え方を踏まえて本検討会議において更に検討を進め、半年以内を目途に、官邸における情報機能を強化するための具体的な施策を取りまとめ、政府としての意思決定を経て着実に実行に移すこととする。

首相官邸
Prime Minister of Japan and His Cabinet
RSS

検索 ▷政策会議等の活動 ▷内閣お役立ち情報 ▷キッズルーム ▷ご意見募集/FAQ

総理の動き



[平成19年2月14日] 総理大臣官邸で、日本・チェコ共和国首脳会談を行いました。

▸詳細はこちら　▸総理の動き一覧へ

官邸からのメッセージ

お知らせ

■教育再生会議第一次報告をとりまとめました(平成19年1月24日)
■ストップ！いじめ～松井秀喜さんからのメッセージ 君はひとりじゃない(平成19年1月11日)

施政方針／所信表明

■第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成19年1月26日)

安倍総理大臣



▸プロフィール
▸総理の予定
▸ライブ・トーク官邸
▸週刊総理ニュース

安倍内閣メールマガジン

第17号 中高生との交流

▸登録等はこちらから ▸携帯版はこちらから
▸英語版はこちらから ▸中国語版はこちらから

右のコードを読み取ると携帯版を簡単にご登録いただけます

政府インターネットテレビ

総理からのメッセージ・政府からのお知らせを番組形式で配信

政府インターネットテレビ
ビデオキャスティングの登録

▸新着情報
■地域で育てる子どもたち ～ライフ・トーク官邸に
■かんばる秋田を訪ねて ～ライブ・トーク官邸に

▸拉致問題 ▸教育再生 ▸イノベーション25 ▸成長力底上げ ▸再チャレンジ支援

総理記者会見・演説・談話	官房長官記者発表・談話	主な報告書・答申
■第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成19年1月26日)	■内閣官房長官談話[公務員の給与改定の方針](平成18年10月17日)	■平成19年度予算編成の基本方針(平成18年12月1日)
▸記者会見・演説・談話一覧へ	▸官房長官記者発表(速報) ▸談話等一覧へ	▸主な報告書・答申等一覧へ

重要施策資料集　官報・白書　リンク集　プライバシーポリシー　内閣官房内閣広報室　〒100-8968　東京都千代田区永田町1-6-1

政策会議等の活動

パブリックコメント等

「現在ご意見募集中の案件」「ご意見募集案件の結果」等一覧はこちらをご覧ください。

政策会議等の活動情報

■会議名の頭文字からお選びいただけます。

あ　か　さ　た　な　は　ま　や　ら　わ

■下記の会議や議会についてもご覧いただけます。

総理または官房長官がトップでない会議　政府・与党協議会　(参考)活動を終了した会議

※ 各種連絡会議の情報は、内閣官房ホームページをご覧ください。

あ

- アクション・プログラム実行推進委員会
- アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 沖縄における科学技術大学院大学設立構想の推進に関する関係閣僚による会合
- イラク問題対策本部
- アジア・ゲートウェイ戦略会議
- 安全保障会議
- 沖縄米軍基地問題協議会

か

- 海外経済協力会議
- 規制改革推進本部
- 教育再生会議
- 金融危機対応会議
- 行政改革推進本部
- 経済対策閣僚会議
- 月例経済報告等に関する関係閣僚会議
- 構造改革特別区域推進本部
- 公的年金制度に関する関係閣僚会議
- 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
- 国家安全保障に関する官邸機能強化会議
- 観光立国関係閣僚会議
- 給与関係閣僚会議
- 緊急テロ対策本部
- 国と地方の協議の場
- 経済財政諮問会議
- 経済連携促進関係閣僚会議
- 原子力立地会議
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)
- 高齢社会対策会議
- 国際競争力強化に関する関係閣僚会合
- 国家公務員雇用調整本部

さ

- 再チャレンジ推進会議「多様な機会のある社会」推進会議
- 三位一体の改革に関する大臣会合
- 銃器対策推進本部
- 少子化社会対策会議
- 消費者政策会議
- 食品安全行政に関する関係閣僚会議
- 女性の再チャレンジ支援策検討会議
- 青少年育成推進本部
- 産業再生・雇用対策戦略本部
- 自殺総合対策会議
- 障害者施策推進本部
- 少子化への対応を推進する国民会議
- 食育推進会議
- 食料・農業・農村政策推進本部
- 新健康フロンティア戦略賢人会議
- 政策金融改革推進本部

・成長力底上げ戦略構想チーム
・総合エネルギー対策推進閣僚会議
・政府調達苦情処理推進本部
・総合科学技術会議

た
・対日投資会議
・男女共同参画推進本部
・地球環境保全に関する関係閣僚会議
・知的財産戦略本部
・中央防災会議
・道州制特別区域推進本部
・鳥インフルエンザ等対策に関する関係閣僚による会合
・男女共同参画会議
・地球温暖化対策推進本部
・地域再生本部
・中央交通安全対策会議
・中心市街地活性化本部
・都市再生本部

な
・日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議(拉致問題関連情報)

は
・犯罪被害者等施策推進会議
・BT戦略会議
・副大臣会議
・平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の取組に関する関係閣僚会合(いわゆる米軍基地再編関係閣僚会合)
・犯罪対策閣僚会議
・バリアフリーに関する関係閣僚会議
・物価問題に関する関係閣僚会議

ま
・水俣病に関する関係閣僚会議

や
・薬物乱用対策推進本部
・郵政民営化推進本部

ら
・拉致問題対策本部

わ
・若者自立・挑戦戦略会議

総理または官房長官がトップでない会議

・沖縄政策協議会
・代替施設建設協議会
・市町村合併支援本部
・多重債務者対策本部

政府・与党協議会

・寒波・雪害対策に関する政府・与党会合
・三位一体の改革に関する政府・与党協議会
・少子化対策に関する政府・与党協議会
・政府・与党政策金融協議会
・道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会
・郵政改革に関する政府・与党協議会
・財政・経済一体改革会議
・児童手当・年金国庫負担に関する政府・与党協議会
・政府・与党医療改革協議会
・政府・与党整備新幹線検討委員会
・被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会

内閣官房

携帯版　ご意見・お問い合わせ



キーワードで検索　報告書　検索

- 内閣官房紹介
  - 組織図
  - 事務の概要
  - 幹部の紹介等
- 官房長官記者会見
- 所管法令
- 予算・決算
- 報道発表
- 資料集
- 政策課題
  - 主な閣議決定等
  - 各種本部等の活動報告
- 国会提出法案
- パブリックコメント等
- 情報公開
- 個人情報保護
- 調達情報
- 採用情報
- リンク
  - 首相官邸
  - 官公庁
  - 国家公務員人材バンク
  - 電子政府の総合窓口

知的財産戦略推進事務局

情報セキュリティセンター NISC

トピックス

過去の掲載履歴

平成19年2月19日
- 法令翻訳データ集独占禁止法など3法令につき、掲載しました（Translations of Japanese Laws and Regulations）

平成19年2月14日
- 道州制ビジョン懇談会・道州制協議会（第1回）について

平成19年1月26日
- 道州制ビジョン懇談会の設置について

平成18年12月27日
- 再就職状況の公表について（政府全体）

平成18年12月27日
- 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について[PDF]

平成18年12月 6日
- 生物化学テロ対策の推進状況[PDF]

平成18年11月7日
- 再チャレンジ支援策ホームページの開設（官邸HP）

平成18年10月31日
- 国家公務員採用Ⅰ種試験等による採用内定状況（平成19年度）[PDF]

平成18年 8月10日
- 「プールにおける安全確保のための緊急アピール」について

平成18年 5月27日
- 「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（案）」等に関する意見の募集

平成18年 5月19日
- 「事務・事業の在り方に関する意見」のフォローアップ結果

平成18年 2月13日
- 行政効率化推進計画等の取組実績

平成18年 1月31日
- 行政減量・効率化有識者会議について

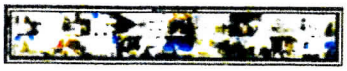
お知らせ

過去の掲載履歴

平成19年2月13日
- システムメンテナンスのため2月17日(土)0時から7時30分(予定)まで当ホームページを休止します。

平成18年12月27日
- 再就職状況の公表について（内閣官房分）







平成18年 5月24日

▸ 内閣官房行政効率化推進会議（第2回）議事要旨

内閣官房内閣総務官室

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111（代表）

プライバシーポリシー について

内閣官房

政策課題

- 主な閣議決定・報告書等（首相官邸ホームページへのリンク）
- 各種本部・会議等の活動情報

各種本部・会議等の活動情報

名　称		根　拠	開始時期
あ	足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H15.12.02
	アジア・ゲートウェイ戦略会議	内閣総理大臣決裁	H18.10.27
	アスベスト問題に関する関係閣僚による会合		H17.07.29
	新しい国民との直接対話のあり方に関する検討グループ		H18.12.28
	ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H14.06.13
か	海外経済協力に関する検討会	内閣官房長官決裁	H17.12.12
	外国人労働者問題関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	S63.05.13
	海洋開発関係省庁連絡会議	内閣官房長官決裁	S55.06.17
	渇水対策関係省庁会議	関係省庁申合せ	H17.07.11
	観光立国関係閣僚会議	閣議口頭了解	H15.05.16
	観光立国懇談会	内閣総理大臣決裁	H15.01.14
	寒波・雪害対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.12.28
	幹部公務員の給与に関する有識者懇談会	内閣官房長官決裁	H15.06.20
	行政改革推進本部	閣議決定	H13.01.06
	行政効率化関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16.02.05
	公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会	関係省庁申合せ	H15.08.01
	公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H13.01.06

	公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.08.23
	公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.12.26
	皇室典範に関する有識者会議	内閣総理大臣決裁	H16.12.27
	構造改革特別区域推進本部	構造改革特別区域法	H14.12.18
	構造改革特区推進本部	閣議決定	H14.07.26
	構造計算偽装問題に関する関係省庁連絡会合	関係省庁等申合せ	H17.11.25
	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	H13.01.06
	国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部	閣議決定	H13.07.10
	国際文化交流推進会議	内閣官房長官決裁	H17.11.24
	国際平和協力懇談会	内閣官房長官決裁	H14.05.28
	国民保護法制整備本部	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	H15.06.13
	国有財産情報公開・売却等促進連絡会議	関係省庁等申合せ	H10.08.21
	「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議	関係省庁等申合せ	H17.12.27
	国家公務員雇用調整本部	閣議決定	H18.06.30
	国家安全保障に関する官邸機能強化会議	内閣総理大臣決裁	H18.11.13
さ	再チャレンジ推進会議（「多様な機会のある社会」推進会議）	内閣官房長官決裁	H18.3.29
	裁判員制度関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H17.03.17
	産業再生・雇用対策戦略本部	閣議決定	H14.11.12
	事故災害防止安全対策会議		
	市町村合併支援本部	閣議決定	H13.03.27
	社会保険庁の在り方に関する有識者会議	内閣官房長官決裁	H16.08.04
	社会保障の在り方に関する懇談会	内閣官房長官決裁	H16.07.27

	首相公選制を考える懇談会	内閣総理大臣決裁	H13.05.26
	食品安全行政に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H14.04.05
	食料・農業・農村政策推進本部	閣議決定	H12.04.18
	新健康フロンティア戦略賢人会議	内閣官房長官決裁	H18.11.9
	人権教育のための国連10年推進本部	閣議決定	H07.12.15
	人身取引対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16.04.05
	政策金融改革推進本部	閣議決定	H17.12.09
	総合エネルギー対策推進閣僚会議	閣議口頭了解	H05.08.24
	総合法律支援関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H05.02.17
	測位・地理情報システム等推進会議	内閣官房長官決裁	H17.09.12
た	大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議	内閣官房長官決裁	H16.08.04
	地域活性化策の推進に関する検討チーム	関係省庁等申合せ	H18.10.26
	地域再生本部	地域再生法	H15.10.24
	地球温暖化対策推進本部	地球温暖化対策の推進に関する法律	H09.12.19
	地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議	内閣総理大臣決裁	H09.08.22
	地球環境保全に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H05.12.21
	知的財産戦略会議	内閣総理大臣決裁	H14.02.25
	知的財産戦略本部	知的財産基本法	H15.03.01
	地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H08.09.26
	追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会	内閣官房長官決裁	H13.12.14
	特殊法人等改革推進本部	特殊法人等改革基本法	H13.06.22
	都市再生本部	都市再生特別措置法	H14.06.01

な	難民対策連絡調整会議	閣議了解	H14.08.07
	2005年に愛知県において開催する国際博覧会関係閣僚会議	閣議口頭了解	H09.09.26
	日・ASEAN包括的経済連携構想を考える懇談会	内閣官房長官決裁	H14.04.22
	日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H14.09.20
	燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H14.05.15
	野口英世アフリカ賞に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.08.02
は	BT戦略会議	内閣総理大臣決裁	H14.07.05
	バリアフリーに関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H12.03.17
	犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議		
	犯罪対策閣僚会議	閣議口頭了解	H15.09.02
	犯罪被害者対策関係省庁連絡会議		
	プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.08.09
	平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.12.27
	放射能対策連絡会議	内閣官房長官決裁	H15.11.21
	法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.01.27
ま	ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)		
	模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16.07.27
や	郵政三事業の在り方について考える懇談会	内閣総理大臣決裁	H13.05.31
	郵政民営化推進本部	郵政民営化法	H17.11.10

地球環境保全に関する関係閣僚会議

地球規模で深刻な影響を与える環境問題に対応するための施策に関し、関係行政機関の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図ることを目的としています。

□ 根拠・構成員

□ 決定等

平成14年3月27日　生物多様性国家戦略【本文／概要】

【連絡先】　内閣官房副長官補室
〒100-8968　東京都千代田区永田町1－6－1
TEL.03-5253-2111（内線82450）

地球環境保全に関する関係閣僚会議の開催について

平成5年12月21日
閣議口頭了解
平成12年12月26日
一 部 改 正
平成18年12月26日
一 部 改 正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」(平成5年8月13日閣議決定)によりすべて廃止したところであるが、今回、次の閣僚会議が必要と認められるので、下記のとおり今後開催するものとする。

記

1. 地球規模で深刻な影響を与える環境問題に対応するための施策に関し、関係行政機関の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、地球環境保全に関する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を随時開催する。

2. 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、金融担当大臣、経済財政政策担当大臣、科学技術政策担当大臣、防災担当大臣、国家公安委員会委員長、地球環境問題担当大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3. 会議は、内閣総理大臣が主宰する。

4. 会議は、地球環境保全についての意見を求めるため、学識経験者の参集を求めることができる。

5. 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣総理大臣が指名した官職にある者とする。

6. 会議の庶務は、環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。

地球環境保全に関する関係閣僚会議 幹事

内閣官房副長官補

内閣府政策統括官(経済財政－経済社会システム担当)

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)

内閣府政策統括官(防災担当)

内閣府政策統括官(沖縄担当)

警察庁交通局長

金融庁総務企画局長

総務省大臣官房長

法務省大臣官房長

外務省国際社会協力部長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省研究開発局長

厚生労働省政策統括官(労働政策担当)

農林水産省大臣官房長

経済産業省産業技術環境局長

国土交通省総合政策局長

環境省地球環境局長

防衛省防衛参事官

足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議

平成15年11月29日の足利銀行に対する預金保険法に基づく特別危機管理開始決定に伴い、同行が業務を行っている地域の金融及び経済の安定に万全を期すため、内閣に「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議」を設置し、総合的かつ機動的な施策の活用について連携を図ります

□ 根拠・構成員

□ 取りまとめ

平成15年12月12日 足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う各省庁等の対応について

□ 関連リンク

【連絡先】内閣官房副長官補室
〒100-8968 東京都千代田区永田町1－6－1
TEL.03-5253-2111（内線82442）

足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議の設置について

平成15年12月2日
関係省庁等申合せ

1.　足利銀行に対する預金保険法の規定に基づく特別危機管理開始決定に伴い、同行が業務を行っている地域の経済に対し不測の悪影響が生じないよう、関係省庁等が必要な支援・協力に係る情報交換、意見交換を行い、総合的かつ機動的な施策の活用について連携を図るため、内閣に足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2.　連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補
副議長	金融庁監督局長
構成員	内閣府政策統括官（経済財政ー運営担当）
	総務省大臣官房長
	財務省総括審議官
	厚生労働省職業安定局長
	農林水産省経営局長
	経済産業省中小企業庁長官
	国土交通省総合政策局長
オブザーバー	日本銀行考査局長
	栃木県副知事

3.　連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者とする。

4.　議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

5.　連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、金融庁その他関係省庁等の協力を得て、内閣官房において処理する。

6.　前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

（別紙）

幹事会構成員

議　長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
副議長	金融庁監督局総務課金融危機対応室長
構成員	内閣官房地域再生推進室参事官
	内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当）
	内閣府産業再生機構担当室参事官
	総務省大臣官房企画課長
	財務省大臣官房政策金融課長
	厚生労働省職業安定局総務課長
	農林水産省経営局金融調整課長
	経済産業省中小企業庁事業環境部金融課長
	国土交通省総合政策局政策課長
オブザーバー	日本銀行考査局総務課長
	栃木県商工労働観光部長

燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議

燃料電池の実用化を図るに当たり、燃料電池自動車の政府による率先導入、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の緊密な連携を図ることを目的として、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議が平成14年5月に設置されています。

□ 根拠・構成員

□ 決定等

平成14年10月25日 燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施について(PDF)

平成17年 4月28日 燃料電池の実用化に向けた包括的な規制の再点検の実施結果について(PDF)

【連絡先】内閣官房副長官補室
〒100-8968　東京都千代田区永田町1－6－1
TEL.03-5253-2111(内線82452)

燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成14年5月15日
関係省庁申合せ

1. 環境問題への対応、エネルギーセキュリティの確保、我が国産業の競争力の強化との観点から、燃料電池の実用化を図るに当たり、燃料電池自動車の政府による率先導入、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の緊密な連携を図るため、燃料電池実用化に関する関係省庁会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

議　長	内閣官房内閣審議官
構成員	内閣府政策統括官（科学技術政策担当）
	警察庁交通局長
	消防庁次長
	経済産業省産業技術環境局長
	経済産業省製造産業局長
	資源エネルギー庁次長
	資源エネルギー庁原子力安全・保安院長
	国土交通省総合政策局長
	国土交通省道路局長
	国土交通省住宅局長
	国土交通省自動車交通局長
	国土交通省北海道局長
	環境省総合環境政策局長
	環境省地球環境局長
	環境省環境管理局長

3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4. 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。

5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議幹事

内閣官房内閣参事官
内閣府政策統括官（科学技術政策担当）付参事官（重点分野担当）
警察庁交通局交通企画課長
消防庁予防課危険物保安室長
経済産業省産業技術環境局環境政策課長
経済産業省製造産業局自動車課長

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長
資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課長
資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課長
国土交通省総合政策局環境・海洋課長
国土交通省総合政策局国土環境・調整課長
国土交通省道路局道路交通管理課長
国土交通省住宅局住宅生産課長
国土交通省住宅局市街地建築課長
国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長
国土交通省北海道局企画課長
環境省総合環境政策局環境経済課長
環境省地球環境局地球温暖化対策課長
環境省環境管理局自動車環境対策課長

公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議

公共工事のコスト縮減施策に関して、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図ることを目的として、公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議が平成13年1月に設置されており、コスト縮減対策に関する実施状況のフォローアップ等、コスト縮減に向けた取組みを推進しています。

□ 根拠・構成員

□ 決定等

平成15年9月18日　公共事業コスト構造改革プログラム[概要／本文](PDF)

□ その他

平成12年9月1日　公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針(PDF)
（公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議決定）

※ 行政効率化関係省庁連絡会議の設置に伴い、公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議は、行政効率化関係省庁連絡会議に吸収し、廃止されました。ただし、公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議が決定した事項については、行政効率化関係省庁連絡会議に引き継がれたものとみなされます。

【連絡先】内閣官房副長官補室
〒100-8968　東京都千代田区永田町１－６－１
TEL.03-5253-2111（内線82448）

公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議の設置について

平成13年1月6日
関係省庁申合せ
平成15年4月1日
一 部 改 正

1. 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議決定）の実施状況を適切にフォローアップすることその他の公共工事のコスト縮減施策に関し、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図ることを目的として、公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

議　長　　内閣官房副長官補
内閣府大臣官房長
警察庁長官官房総括審議官
防衛庁防衛参事官
総務省大臣官房長
法務省大臣官房長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房総括審議官
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房総括審議官
国土交通省大臣官房長
環境省大臣官房長

3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4. 連絡会議の庶務は、農林水産省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議幹事

内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)
内閣府大臣官房会計課長
警察庁長官官房会計課長
防衛庁長官官房施設課工務室長
総務省大臣官房企画課長
法務省大臣官房施設課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房文教施設部技術課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房予算課長
経済産業省経済産業政策局産業施設課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
環境省大臣官房会計課長

公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会が設置されています。

- 根拠・構成員
- 開催状況
- 資料

平成15年6月27日 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針

【連絡先】内閣官房行政改革推進事務局
〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-18-1　虎ノ門第10森ビル4階
TEL.03-3539-8952

公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について

平成15年8月1日
関係省庁申合せ

1 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定)に基づき、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2 連絡協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議　長　内閣官房副長官補
副議長　内閣官房内閣審議官(公益法人制度改革推進総括整理担当)
構成員　内閣官房内閣審議官(公益法人制度改革推進担当)
総務省大臣官房長
自治税務局長
法務省民事局長
財務省主税局長

3 連絡協議会に幹事を置く。幹事は、関係府省の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4 連絡協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5 前各項に掲げるもののほか連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会幹事

内閣官房内閣審議官(公益法人制度改革推進担当)

内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣参事官（公益法人制度改革推進担当）

総務省大臣官房管理室長

自治税務局都道府県税課長

法務省民事局参事官

財務省主税局税制第二課長

大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議

海洋法に関する国際連合条約を巡り、大陸棚調査の推進、国連に対する連絡調整等同条約に基づき200海里を超えて認められる大陸棚の画定及び排他的経済水域の画定に必要な措置並びに海洋資源等に関する施策について、関係省庁間の緊密な連携を図り、これを着実に推進するため、内閣に大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議が設置されています。

□ 根拠・構成員

□ 開催状況

□ 決定等

・平成16年8月6日 大陸棚画定に向けた基本方針

【連絡先】内閣官房副長官補室
〒100-8968　東京都千代田区永田町１－６－１
TEL.03-5253-2111

設置根拠

- 大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議
- 大陸棚調査に関するワーキンググループ
- 海域調査委員会
- 国連提出情報案作成委員会
- 国際環境醸成委員会

大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議

平成16年8月4日
内閣官房長官決裁
平成18年12月22日
一 部 改 正

1. 海洋法に関する国際連合条約を巡り、大陸棚調査の推進、国連に対する連絡調整等同条約に基づき200海里を超えて認められる大陸棚の画定及び排他的経済水域の画定に必要な措置並びに海洋資源等に関する施策について、関係省庁間の緊密な連携を図り、これを着実に推進するため、内閣に大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議　長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣官房副長官補（外政）
構成員	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房内閣審議官
	外務省総合外交政策局長
	文部科学省研究開発局長
	水産庁長官
	資源エネルギー庁長官
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁長官
	環境省地球環境局長
	防衛省運用企画局長

3. 連絡会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者とする。

4. 議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

5. 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議にワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、関係府省の職員をもって構成する。

6. 連絡会議の庶務は、外務省、国土交通省、資源エネルギー庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

7. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議 幹事会構成員

内閣官房内閣参事官

外務省総合外交政策局総務課長

文部科学省研究開発局海洋地球課長

水産庁資源管理部管理課長

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長

国土交通省総合政策局環境・海洋課長

海上保安庁総務部政務課長

環境省地球環境局環境保全対策課長

防衛省防衛政策局調査課長

（1）連絡会議

第1回平成16年8月6日（内閣官房長官が冒頭出席、挨拶。）
・我が国水域に於ける海洋法上の問題と取組の現状
・大陸棚画定に向けた基本方針
・我が国水域に於ける資源分布及び探査の現状

第2回平成16年12月27日（内閣官房長官が冒頭出席、挨拶。）
・我が国海洋を巡る問題と取組の現状
・大陸棚調査に関する体制整備・予算
・東シナ海における物理探査

第3回平成17年3月24日（内閣官房長官が出席、挨拶。）
・大陸棚限界延長に係る調査の状況
（①平成16年度における調査概要、②平成17年度における調査予定）
・我が国海洋を巡る問題と取組の現状
・東シナ海における物理探査

第4回平成17年9月5日（内閣官房長官が出席、挨拶。）
・大陸棚調査に係る現状と平成18年度概算要求概要
・海洋をめぐる近隣国との関係の現状
・東シナ海における物理探査及び試掘権設定の許可について

第5回平成18年3月23日
・大陸棚限界延長に係る調査の状況について
（①平成17年度における調査概要、②平成18年度の関連予算及び調査予定）
・海洋をめぐる近隣国との関係の現状について

（2）幹事会
平成16年9月27日

官邸における情報機能の強化の方針

平成２０年２月１４日
情報機能強化検討会議

1　はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化することにより、より多くの質の高い情報を収集し、それらに高度の分析を加え、適正な政策判断を支えていくことが必要である。特に、国家安全保障に関し、官邸司令塔機能の強化が図られる中、官邸における情報機能の強化が急務となっている。

情報機能強化検討会議では、一昨年１２月１日に設置されて以来、官邸司令塔機能を支えるため我が国の情報部門として何を成し得るか、政策部門との連接、情報の収集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の１つ１つに検討を加えるとともに、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の濃い検討を集中的に行い、昨年２月２８日に官邸における情報機能強化の基本的な考え方を取りまとめたところである。その後、本検討会議では、基本的な考え方を具体化すべく更に検討を行い、この度、官邸における情報機能強化策を取りまとめたので、ここに公表する。

2　情報機能の強化

（１）政策との連接

①　政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供され

た情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

② 政策と情報の有機的な連接

政策と情報の分離を前提としつつ、政策判断に資する情報の提供を確保するためには、両者の有機的な連接が必要である。そのため、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供されるよう、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して機能する。

○ 内閣情報会議

内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告する。

具体的には、現行メンバーに加えて、官邸の政策部門の代表として、内閣官房副長官補（内政、外政、安全保障・危機管理）その他の関係者が出席することとするほか、拡大情報コミュニティ省庁（(3) ②参照）の代表も出席することとし、官邸の政策部門の情報関心を踏まえて

情報部門全体で中長期の情報重点を策定することができるようにする。また、情報重点の策定及び定期報告のための会議を年2回開催するほか、緊急の対応を要する場合、重要な報告のある場合等に随時開催することとする。

○　内閣情報官

内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じて、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受けるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告する。また、内閣情報官は、官邸の政策部門に対して、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供するものとし、そのため、官邸首脳の指示を受けて、官邸の政策部門の重要会議に出席する。さらに、これらの情報関心の提示、情報提供等について、情報コミュニティ内で共有することにより、政策と情報の日常的な結節点として機能する。

○　各情報機関

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

（２）収集機能の強化

①　対外人的情報収集機能の強化

今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集

は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

現在、在外公館において、広範な人脈の構築を通じて多様な人的情報収集活動が行われているほか、人的体制の強化に向けた取組みが進められており、また、情報関係の各省庁においても、各級職員の海外への派遣等による対外情報の収集が行われているが、上記のような情報収集の対象国や組織は閉鎖的で、その内部情報の入手が困難であることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

この問題に取り組むため、在外公館及び情報関係の各省庁における取組みを強化するとともに、更に質の高い情報収集を実現するため、今後、研修強化や知識及び経験の蓄積を通じて対外人的情報収集に携わる専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方についての研究を深めることとする。これらの取組みのため、関係省庁の一層の連携強化を図り、情報コミュニティが一体となってその総合力を発揮する。

② その他の情報収集機能の強化

その他の政府における既存の情報収集手段についても、人員及び予算を確保し、次の施策を実施することによりその能力の維持・拡充を図る。

○ 内閣における情報収集機能

・ 情報収集衛星

情報収集衛星4機体制により画像情報の収集を行うとともに、より高性能の衛星を開発するための体制を強

化する。また、画像情報に関する機能強化のため、地球上で発生する様々な事象に対して迅速的確に対応することが可能となるよう分析体制を強化するほか、分析官に対する教育・訓練の充実及び職員の長期間の在職が可能となるような枠組みの構築を図る。

・　公開情報

情報コミュニティにおける公開情報収集の実態を基に、役割分担による効率化、データベース化等の諸方策について、ラヂオプレスの活用も含め検討する。

○　各省庁における情報収集機能

・　国民の安全及び国の治安の確保のため、警察庁及び都道府県警察において、諜報、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等の未然防止等に資する情報の収集を更に強化する。（警察庁）

・　我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

・　在外公館及び外務本省における対外情報収集能力を組織的に強化するための全省的な体制を整える。また、情報収集活動に関するノウハウの蓄積、職員の能力向上のための研修等を通じ、在外公館の情報収集態勢の専門化及び強化を図る。さらに、ラヂオプレスの一層の活用により、公開情報収集体制の強化を図る。（外務省）

・　大量破壊兵器・弾道ミサイル拡散を含めた安全保障環境の変化、国際平和協力活動の本来任務化、近年

の技術動向等を踏まえ、防衛省の情報収集能力を強化する。（防衛省）

（３）集約・分析・共有機能の強化

①　集約・分析・共有の必要性

適正な政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策との有機的な連接の確保及び収集機能の強化に加えて、政府として高度の分析を行うための集約・分析機能を強化するとともに、政府全体の分析能力の向上を図るための情報共有の促進が重要である。そのため、現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うとともに、情報の共有を促進する。このような観点から、「④　情報の分析」で述べる内閣情報分析官による対外情報の分析が真に総合的なものとなるよう体制を整える。

②　拡大情報コミュニティの設置

政府が保有するあらゆる情報手段を活用するため、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省のコアメンバーから構成される情報コミュニティのほか、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁からなる拡大情報コミュニティを設け、個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果についても共有する。

なお、拡大情報コミュニティ以外の省庁等との間でも、

関係する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報の共有を行うことができるよう、連携を深めることとする。

③　情報の集約

内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。具体的には、四半期に一度、情報評価書（④参照）のテーマ、作成スケジュール並びに各テーマごとに必要な情報及びその担当省庁を取りまとめた情報評価書作成計画を、拡大情報コミュニティ省庁の代表もすべて出席する合同情報会議において策定し、各省庁の情報評価書の作成過程への関与を明確化する。情報評価書作成計画の原案は内閣情報官が作成することとするほか、緊急時等におけるテーマの変更、役割分担等は、内閣情報官が個別に調整して行うこととする。

また、情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者（課長級）及び連絡担当官（課長補佐級）を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に設けた専用の執務室に常駐させ、又は派遣する。

連絡責任者は、合同情報会議等により決定された役割分担に基づいて収集された情報の提供について責任を有するものとし、日常的には、その指揮の下で連絡担当官が各省庁と内閣情報調査室との間の連絡窓口として情報の提供等を行うこととする。また、連絡担当官が同室において各省庁

端末を利用できるよう基盤整備を行う。

④　情報の分析

合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を地域別・事項別に置いて情報評価書の原案を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。

内閣情報分析官は、情報評価書作成計画に示された役割分担に従って連絡担当官経由で集約された情報を基に、各省庁の担当官、官邸の政策部門の担当官及び他の内閣情報分析官の意見も踏まえて情報評価書の原案を作成する。

内閣情報分析官については、官民を問わず能力本位で選任することとするほか、その高度の専門性を確保するため、原則としてその任期を3年以上とし、長期間の在職が可能となるよう必ずしも特定のランクに固定されない処遇とする。

⑤　情報の共有

情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、厳格なセキュリティクリアランス制度（秘密取扱者適格性確認制度）の実施を前提として、合同情報会議等の場を活用するなどして情報の共有を促進する。具体的には、官邸首脳及び政策部門の日常的な情報関心を合同情報会議で共有するほか、情報評価書作成のために集約された情報を、情報の保全にも十分に配意しつつニード・トゥ・ノウの原則

に基づいて関係省庁間で共有することとする。

日常の情報共有に関しては、上記連絡責任者を活用するとともに、「（４）基盤整備」で述べるシステムの整備も推進することとし、関係省庁間でのオンラインでの情報共有システムの構築に関して具体的な検討を開始する。

また、情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

（４）基盤整備

①　情報の共有のための基盤整備

情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースにつき、それに適した情報管理の在り方を試験システムで検証しつつ段階的に整備するほか、秘密情報伝達用のイントラネットを関係省庁と内閣情報分析官及び連絡担当官との情報伝達のツールとしても積極活用できるよう拡大整備する。また、ハードウェアの連結等についても、共通データベースの整備の進展等に配意しつつ、中長期的な課題として対応し、その実現を図る。

②　人的基盤整備

情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、例えば次のような合同研修を実施するほか、その具体的な必要性や方法を十分検討した上で人事交流を推進する。また、情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

○　高度情報保全研修

情報コミュニティ内における高度な秘密保全措置を確保するため、外国情報機関の諜報活動の実態、クリアランス手続、施設保全点検の技術、電磁波漏えいに関する技術的事項等についての研修を行う。

○　情報分析研修

情報コミュニティにおけるオール・ソース・アナリシスを行うために必要な情報分析能力の向上のため、各情報手段の役割、分析の方法、収集・分析した情報の取扱い等についての研修を行う。

○　専門分析研修

情報コミュニティ内の情報分析担当官が、担当分野に関する高度な専門的能力を習得するとともに、相互理解を促進するため、大学や研究所等の専門家との意見交換、事例等を用いたゼミ、海外研修等を行う。

3　情報の保全の徹底

①　政府統一基準の策定・施行

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度（秘密取扱者適格性確認制度）を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議において決定された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の着実な施行に取り組む。

②　高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全す

るための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

③　秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は１年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題がある。

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。

4　実現への道のり

以上の基本的な施策を我が国情報コミュニティ内のみならず広く政府内において共有し、その実現に向けた取組みを推進することとする。また、情報機能については不断の見直しが必要であるところ、本検討会議の枠組みにより、官邸における情報機能の強化のための施策を引き続き検討することとする。

中間取りまとめから具体化した事項

項目	中間取りまとめ	取りまとめ案
政策との連接	① 政策と情報の分離 ② 政策と情報の有機的な連接 ・**内閣情報会議が中長期の情報関心を提示** ・内閣情報官が日常的な結節点として機能 ・各情報機関からの直接報告ルートも確保	⇨ 内閣情報会議の再編の内容を具体化
収集機能の強化	① **対外人的情報収集機能の強化** ・国際テロ、大量破壊兵器、北朝鮮等の問題に関する内部情報が不足 ② **その他の情報収集機能の強化**	⇨ 強化の方向性を具体化（専門家の育成等） ⇨ 内閣及び各省庁における強化策を具体化
集約・分析・共有機能の強化	① 集約・分析・共有の必要性 ② **拡大情報コミュニティの設置** ③ 情報の集約 ④ 情報の分析 ・**内閣情報分析官を設置し、情報評価書の原案を作成** ⑤ 情報の共有	⇨ 拡大情報コミュニティ省庁名を具体化 ⇨ 内閣情報分析官の位置付け、情報評価書の作成プロセス等を具体化
基盤整備	① 情報の共有のための基盤整備 ・共通データベース等の情報基盤整備 ② 人的基盤整備 ・人事交流、相互出向、**合同研修の推進**	⇨ 研修イメージを具体化
情報の保全の徹底	① **政府統一基準の策定** ② 高度の秘密を保全するための措置 ③ **秘密保全に関する法制の在り方** ・抑止力が必ずしも十分でなく検討が必要	⇨ カウンターインテリジェンス・ポリシーの着実な施行を盛り込む ⇨ 今後の検討の方向性を示す

内閣情報会議の再編

役割： 官邸の政策部門の情報関心を踏まえて情報部門全体で中長期の情報重点を策定するとともに、オール・ソース・アナリシスの結果を報告

構成員： 現行メンバー ＋ 官邸の政策部門の代表（3副長官補） 拡大情報コミュニティ省庁の代表

→ 内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監、内閣情報官、警察庁長官、公安調査庁長官、外務事務次官、防衛事務次官

開催頻度： 年2回＋必要な場合

情報ユーザー

官邸首脳

政策部門

情報コミュニティ

内閣情報会議

合同情報会議
オール・ソース・アナリシス

内閣情報官（日常の結節点）

内閣情報分析官

集約

連絡

警察庁

公安調査庁

外務省

防衛省

（拡大コミュニティ省庁）

情報収集機能の強化

対外人的情報収集活動の課題

・国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報収集が喫緊の課題

・これらの国や組織の意図を把握する必要性が増大

対外人的情報収集活動の強化策

・在外公館及び情報関係の各省庁における取組みを強化するとともに、

・更に質の高い情報収集を実現するため、今後、

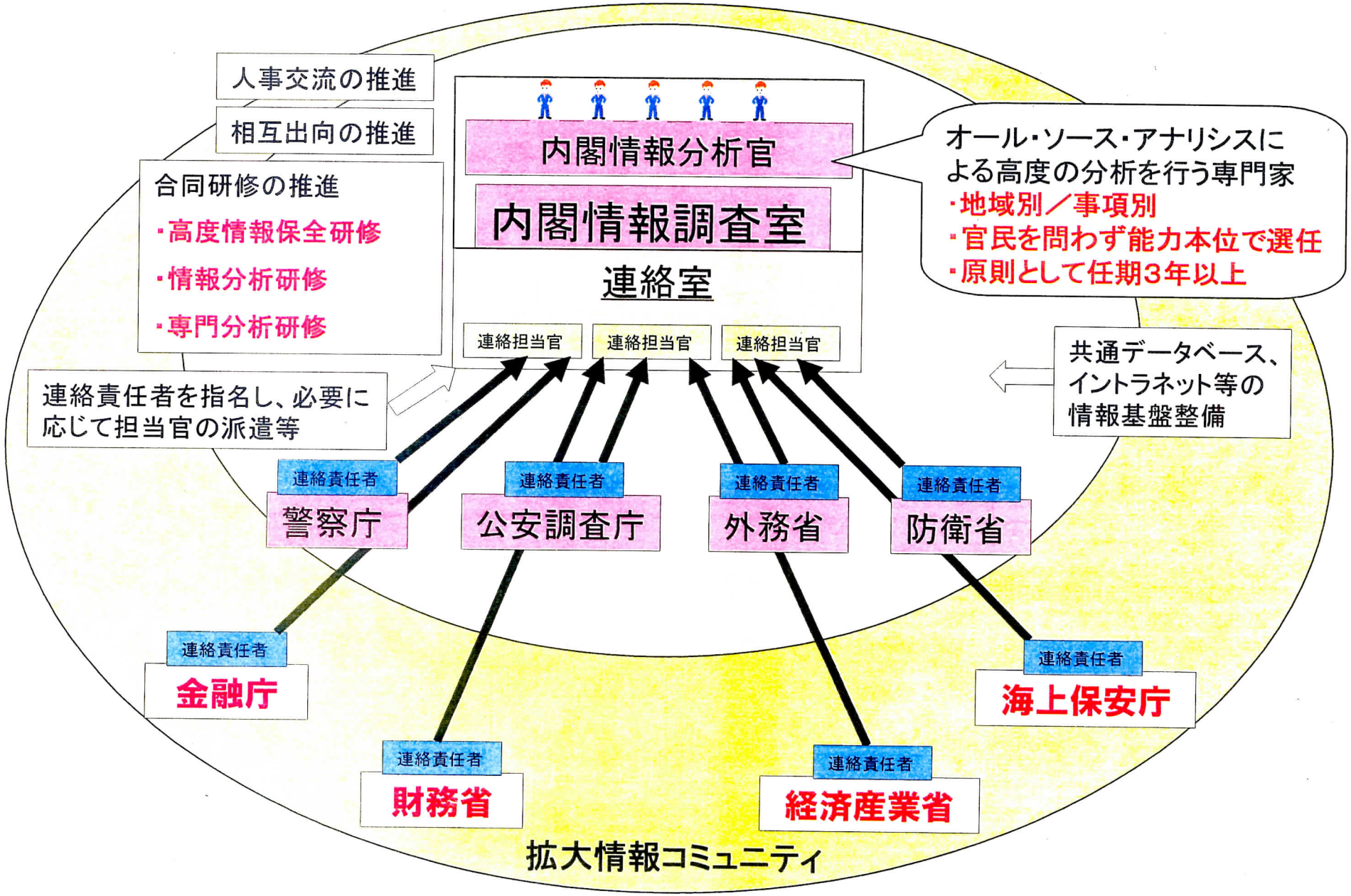
研修強化や知識及び経験の蓄積を通じて対外人的情報収集に携わる専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方についての研究を深める。

・これらの取組みのため、関係省庁の一層の連携強化を図り、情報コミュニティが一体となってその総合力を発揮する。

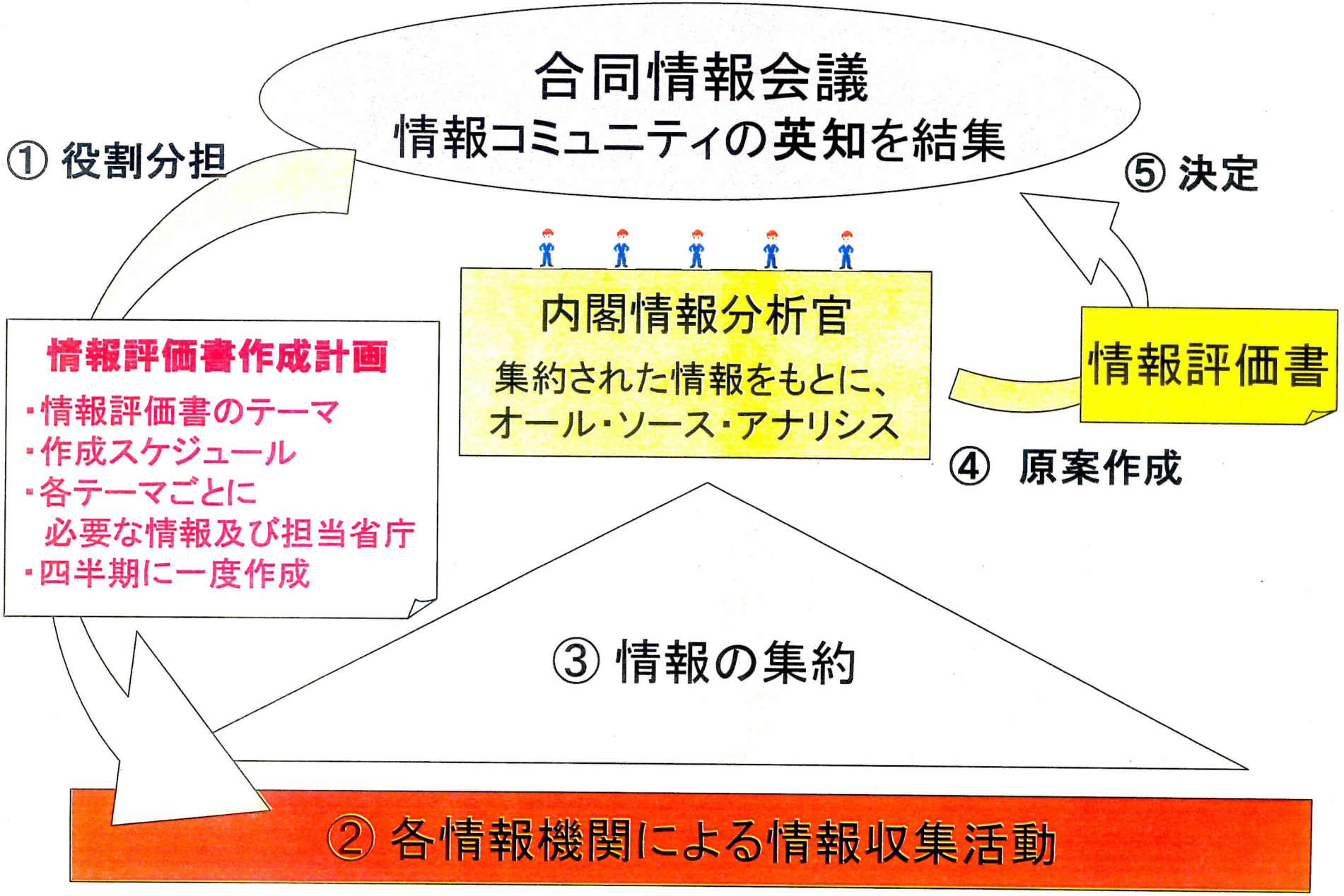
その他の情報収集機能の強化

・内閣における情報収集機能の強化（情報収集衛星、公開情報収集）
・各省庁における情報収集機能の強化

情報コミュニティの強化
～集約･分析･共有･基盤整備～



オール・ソース・アナリシスのイメージ



情報の保全の徹底

政府統一基準の策定

平成19年8月9日、カウンターインテリジェンス推進会議において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を策定

⇩

その着実な施行に取り組む

高度の秘密を保全するための措置

秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は1年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題がある。

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。

情報官	次　長	主　幹	総　括	参事官等	補　佐	主　査	事務官
					[redacted]	[redacted]	[redacted]

情報機能強化検討会議→取りまとめの首相官邸ホームページへの掲載について、本紙のとおり内閣広報室に依頼してよろしいかお伺いします。[redacted]

情報機能強化検討会議

官邸における情報機能の強化を検討することを目的として、内閣に情報機能強化検討会議が設置されています。

□　根拠・構成員

□　決定等

平成19年2月28日　官邸における情報機能の強化の基本的な考え方

平成20年2月14日　官邸における情報機能の強化の方針

官邸における情報機能の強化の方針

平成２０年２月１４日

情報機能強化検討会議

1　はじめに

複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化することにより、より多くの質の高い情報を収集し、それらに高度の分析を加え、適正な政策判断を支えていくことが必要である。特に、国家安全保障に関し、官邸司令塔機能の強化が図られる中、官邸における情報機能の強化が急務となっている。

情報機能強化検討会議では、一昨年１２月１日に設置されて以来、官邸司令塔機能を支えるため我が国の情報部門として何を成し得るか、政策部門との連接、情報の収集及び情報の集約・分析から成る情報サイクルの構成要素の１つ１つに検討を加えるとともに、情報基盤の整備及び情報の保全の徹底という情報機能のインフラ整備に至るまで密度の濃い検討を集中的に行い、昨年２月２８日に官邸における情報機能強化の基本的な考え方を取りまとめたところである。その後、本検討会議では、基本的な考え方を具体化すべく更に検討を行い、この度、官邸における情報機能強化策を取りまとめたので、ここに公表する。

2　情報機能の強化

（１）政策との連接

①　政策と情報の分離

情報部門においては、政策部門の情報関心に基づいて、情報を収集し、収集された情報の集約・分析を行い、その成果を政策部門に提供する。他方、政策部門は、提供された情報を政策立案及びその実施に活用し、その上で、新たな情報関心を提示する。適正な政策判断を行うためには、

収集された情報を政策部門から独立した客観的な視点で評価・分析する別個の部門が必要であることから、官邸における政策部門と情報部門は、官邸首脳の下、別個独立の組織とし、政策と情報の分離を担保する。

② 政策と情報の有機的な連接

政策と情報の分離を前提としつつ、政策判断に資する情報の提供を確保するためには、両者の有機的な連接が必要である。そのため、官邸首脳の指揮の下、官邸の政策部門からの情報関心が明確かつタイムリーに情報部門に伝えられ、他方、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）によりその価値が最大化された情報が政策部門に提供されるよう、内閣情報会議、内閣情報官及び各情報機関が連携して機能する。

○ 内閣情報会議

内閣情報会議を官邸の政策部門からの参加も得る形に再編し、同会議において官邸の政策部門の中長期的な情報関心を情報部門に対して提示するとともに、その情報関心に適切に応えるオール・ソース・アナリシスの成果を報告する。

具体的には、現行メンバーに加えて、官邸の政策部門の代表として、内閣官房副長官補（内政、外政、安全保障・危機管理）その他の関係者が出席することとするほか、拡大情報コミュニティ省庁（(3) ②参照）の代表も出席することとし、官邸の政策部門の情報関心を踏まえて情報部門全体で中長期の情報重点を策定することができるようにする。また、情報重点の策定及び定期報告のための会議を年2回開催するほか、緊急の対応を要する場合、重要な報告のある場合等に随時開催することとする。

○ 内閣情報官

内閣情報官は、官邸首脳への定期的なブリーフィング等の機会を通じて、時々刻々変動する官邸首脳の情報関心の機動的な提示を受けるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果を官邸首脳に報告する。また、内閣情報官は、官邸の政策部門に対して、オール・ソース・アナリシスに基づく情報をタイムリーに提供するものとし、そのため、官邸首脳の指示を受けて、官邸の政策部門の重要会議に出席する。さらに、これらの情報関心の提示、情報提供等について、情報コミュニティ内で共有することにより、政策と情報の日常的な結節点として機能する。

○　各情報機関

各情報機関から官邸首脳への直接報告のルートも確保し、その際には、各情報機関は、内閣情報官との間で、官邸首脳に情報が適切に提供されることを確保するために必要な連絡を行うものとする。

（２）収集機能の強化

①　対外人的情報収集機能の強化

今日の国際的な諸課題のうち、国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

現在、在外公館において、広範な人脈の構築を通じて多様な人的情報収集活動が行われているほか、人的体制の強化に向けた取組みが進められており、また、情報関係の各省庁においても、各級職員の海外への派遣等による対外情報の収集が行われているが、上記のような情報収集の対象国や組織は閉鎖的で、その内部情報の入手が困難で

あることが多く、そうした情報が不足している状況にある。

この問題に取り組むため、在外公館及び情報関係の各省庁における取組みを強化するとともに、更に質の高い情報収集を実現するため、今後、研修強化や知識及び経験の蓄積を通じて対外人的情報収集に携わる専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外人的情報収集の手段、方法及び態勢の在り方についての研究を深めることとする。これらの取組みのため、関係省庁の一層の連携強化を図り、情報コミュニティが一体となってその総合力を発揮する。

② その他の情報収集機能の強化

その他の政府における既存の情報収集手段についても、人員及び予算を確保し、次の施策を実施することによりその能力の維持・拡充を図る。

○ 内閣における情報収集機能

・ 情報収集衛星

情報収集衛星4機体制により画像情報の収集を行うとともに、より高性能の衛星を開発するための体制を強化する。また、画像情報に関する機能強化のため、地球上で発生する様々な事象に対して迅速的確に対応することが可能となるよう分析体制を強化するほか、分析官に対する教育・訓練の充実及び職員の長期間の在職が可能となるような枠組みの構築を図る。

・ 公開情報

情報コミュニティにおける公開情報収集の実態を基に、役割分担による効率化、データベース化等の諸方策について、ラヂオプレスの活用も含め検討する。

○ 各省庁における情報収集機能

・ 国民の安全及び国の治安の確保のため、警察庁及

び都道府県警察において、諜報、大量破壊兵器の拡散、国際テロ等の未然防止等に資する情報の収集を更に強化する。（警察庁）

- 我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）
- 在外公館及び外務本省における対外情報収集能力を組織的に強化するための全省的な体制を整える。また、情報収集活動に関するノウハウの蓄積、職員の能力向上のための研修等を通じ、在外公館の情報収集態勢の専門化及び強化を図る。さらに、ラヂオプレスの一層の活用により、公開情報収集体制の強化を図る。（外務省）
- 大量破壊兵器・弾道ミサイル拡散を含めた安全保障環境の変化、国際平和協力活動の本来任務化、近年の技術動向等を踏まえ、防衛省の情報収集能力を強化する。（防衛省）

（３）集約・分析・共有機能の強化

①　集約・分析・共有の必要性

適正な政策判断に資する情報が確実に情報部門から政策部門に対して提供されるには、政策との有機的な連接の確保及び収集機能の強化に加えて、政府として高度の分析を行うための集約・分析機能を強化するとともに、政府全体の分析能力の向上を図るための情報共有の促進が重要である。そのため、現在の合同情報会議の機能を発展させ、情報コミュニティの英知を結集する場とし、情報コミュニティは、同会議等において、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心に基づくオール・ソース・アナリシスを行うととも

に、情報の共有を促進する。このような観点から、「④　情報の分析」で述べる内閣情報分析官による対外情報の分析が真に総合的なものとなるよう体制を整える。

②　拡大情報コミュニティの設置

政府が保有するあらゆる情報手段を活用するため、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省のコアメンバーから構成される情報コミュニティのほか、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁からなる拡大情報コミュニティを設け、個別の情勢分析の必要性に応じて合同情報会議等への出席を求めるとともに、オール・ソース・アナリシスの成果についても共有する。

なお、拡大情報コミュニティ以外の省庁等との間でも、関係する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報の共有を行うことができるよう、連携を深めることとする。

③　情報の集約

内閣情報官は、合同情報会議等を活用して、官邸首脳及び官邸の政策部門の情報関心を伝え、情報コミュニティ内で認識を共有するとともに、それに対応するオール・ソース・アナリシスに必要な情報集約のための優先順位及び各情報機関の役割分担等の調整を行う。具体的には、四半期に一度、情報評価書（④参照）のテーマ、作成スケジュール並びに各テーマごとに必要な情報及びその担当省庁を取りまとめた情報評価書作成計画を、拡大情報コミュニティ省庁の代表もすべて出席する合同情報会議において策定し、各省庁の情報評価書の作成過程への関与を明確化する。情報評価書作成計画の原案は内閣情報官が作成することとするほか、緊急時等におけるテーマの変更、役割分担等は、内閣情報官が個別に調整して行うこととする。

また、情報コミュニティ（拡大情報コミュニティを含む。）

メンバーは、合同情報会議等の事務遂行に資するため、各々連絡責任者（課長級）及び連絡担当官（課長補佐級）を指名するとともに、連絡担当官を必要に応じ内閣情報調査室に設けた専用の執務室に常駐させ、又は派遣する。

連絡責任者は、合同情報会議等により決定された役割分担に基づいて収集された情報の提供について責任を有するものとし、日常的には、その指揮の下で連絡担当官が各省庁と内閣情報調査室との間の連絡窓口として情報の提供等を行うこととする。また、連絡担当官が同室において各省庁端末を利用できるよう基盤整備を行う。

④　情報の分析

合同情報会議等におけるオール・ソース・アナリシスのため、内閣情報調査室に高度の分析能力を有する専門家（内閣情報分析官（仮称））を地域別・事項別に置いて情報評価書の原案を作成することとし、これを同会議等に諮ることにより、情報コミュニティ全体の英知を結集した分析内容とする。

内閣情報分析官は、情報評価書作成計画に示された役割分担に従って連絡担当官経由で集約された情報を基に、各省庁の担当官、官邸の政策部門の担当官及び他の内閣情報分析官の意見も踏まえて情報評価書の原案を作成する。

内閣情報分析官については、官民を問わず能力本位で選任することとするほか、その高度の専門性を確保するため、原則としてその任期を3年以上とし、長期間の在職が可能となるよう必ずしも特定のランクに固定されない処遇とする。

⑤　情報の共有

情報コミュニティ内の各情報機関における多角的な分析を可能とし、政府全体の分析能力の向上が図られるよう、

厳格なセキュリティクリアランス制度（秘密取扱者適格性確認制度）の実施を前提として、合同情報会議等の場を活用するなどして情報の共有を促進する。具体的には、官邸首脳及び政策部門の日常的な情報関心を合同情報会議で共有するほか、情報評価書作成のために集約された情報を、情報の保全にも十分に配意しつつニード・トゥ・ノウの原則に基づいて関係省庁間で共有することとする。

日常の情報共有に関しては、上記連絡責任者を活用するとともに、「（４）基盤整備」で述べるシステムの整備も推進することとし、関係省庁間でのオンラインでの情報共有システムの構築に関して具体的な検討を開始する。

また、情報評価書等のオール・ソース・アナリシスの成果については、官邸首脳及び官邸の政策部門への報告等に併せて、情報コミュニティ内で共有する。

（４）基盤整備

①　情報の共有のための基盤整備

情報コミュニティにおける情報の共有化を進めるため、情報コミュニティ共通のデータベースにつき、それに適した情報管理の在り方を試験システムで検証しつつ段階的に整備するほか、秘密情報伝達用のイントラネットを関係省庁と内閣情報分析官及び連絡担当官との情報伝達のツールとしても積極活用できるよう拡大整備する。また、ハードウェアの連結等についても、共通データベースの整備の進展等に配意しつつ、中長期的な課題として対応し、その実現を図る。

②　人的基盤整備

情報コミュニティの機能強化・連携に役立つ人材を育成するため、例えば次のような合同研修を実施するほか、そ

の具体的な必要性や方法を十分検討した上で人事交流を推進する。また、情報コミュニティ内における上級幹部への登用に当たっては、他の情報機関での勤務経験を考慮する。

○　高度情報保全研修

情報コミュニティ内における高度な秘密保全措置を確保するため、外国情報機関の諜報活動の実態、クリアランス手続、施設保全点検の技術、電磁波漏えいに関する技術的事項等についての研修を行う。

○　情報分析研修

情報コミュニティにおけるオール・ソース・アナリシスを行うために必要な情報分析能力の向上のため、各情報手段の役割、分析の方法、収集・分析した情報の取扱い等についての研修を行う。

○　専門分析研修

情報コミュニティ内の情報分析担当官が、担当分野に関する高度な専門的能力を習得するとともに、相互理解を促進するため、大学や研究所等の専門家との意見交換、事例等を用いたゼミ、海外研修等を行う。

3　情報の保全の徹底

①　政府統一基準の策定・施行

情報の集約・共有及び基盤整備の前提として、セキュリティクリアランス制度（秘密取扱者適格性確認制度）を含む政府統一基準を定めるなどの情報保全措置が採られることが重要であり、カウンターインテリジェンス推進会議において決定された「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」の着実な施行に取り組む。

②　高度の秘密を保全するための措置

情報コミュニティ内においては、より高度な秘密を保全するための措置が必要であるところ、その秘密の範囲を明らかにし、電磁波漏えい防止、盗聴防止等の物理的な措置を含めて具体的な措置を検討し、速やかにその実現を図る。

③　秘密保全に関する法制の在り方

現在の我が国の秘密保全に関する法令は、個別法によって差異が大きく、国家公務員法等の守秘義務規定に係る罰則の懲役刑は１年以下とされておりその抑止力が必ずしも十分でないなどの問題がある。

こうした問題を解消するため、この種法令の諸外国における現状と実態や我が国の実情を踏まえ、真にふさわしい法制の在り方に関する研究を継続するとともに、具体的な法整備に関しては、各種の場における議論にも留意しながら、国民の広範な理解を得ることを前提として、適切な対応をしていくことが必要である。

4　実現への道のり

以上の基本的な施策を我が国情報コミュニティ内のみならず広く政府内において共有し、その実現に向けた取組みを推進することとする。また、情報機能については不断の見直しが必要であるところ、本検討会議の枠組みにより、官邸における情報機能の強化のための施策を引き続き検討することとする。



首相官邸

トップページ

トップ ＞ 会議等一覧

情報機能強化検討会議

官邸における情報機能の強化を検討することを目的として、内閣に情報機能強化検討会議が設置されています。

□ 根拠・構成員

□ 決定等
平成19年2月28日 官邸における情報機能の強化の基本的な考え方

政策会議等の活動

首相官邸

トップページ

トップ > 政策会議等の活動

パブリックコメント等

現在、意見募集中の案件については、意見募集中の案件をご覧ください。

政策会議等の活動情報

■会議名の頭文字からお選びいただけます。

あ か さ た な は ま や ら わ

■下記の会議や議会についてもご覧いただけます。

総理または官房長官がトップでない会議　政府・与党協議会　(参考)活動を終了した会議

※ 各種連絡会議の情報は、内閣官房ホームページをご覧ください。

あ

- アクション・プログラム実行推進委員会
- 安全保障会議
- イラク問題対策本部
- 沖縄米軍基地問題協議会
- アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会
- 沖縄における科学技術大学院大学設立構想の推進に関する関係閣僚による会合

か

- 海外経済協力会議
- 観光立国関係閣僚会議
- 給与関係閣僚会議
- 緊急テロ対策本部
- 国・地方の定期意見交換会
- 行政改革推進本部
- 経済対策閣僚会議
- 月例経済報告等に関する関係閣僚会議
- 原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議
- 公的年金制度に関する関係閣僚会議
- 公務員制度の総合的な改革に関する懇談会
- 国際競争力強化に関する関係閣僚会合
- 外交政策勉強会
- 規制改革推進本部
- 教育再生会議
- 金融危機対応会議
- 国と地方の協議の場
- 経済財政諮問会議
- 経済連携促進関係閣僚会議
- 原子力立地会議
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)
- 高齢社会対策会議
- 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
- 国家公務員雇用調整本部

さ

- 再チャレンジ推進会議(「多様な機会のある社会」推進会議)
- 三位一体の改革に関する大臣会合
- 自殺総合対策会議
- 障害者施策推進本部
- 少子化への対応を推進する国民会議
- 産業再生・雇用対策戦略本部
- 社会保障国民会議
- 銃器対策推進本部
- 少子化社会対策会議
- 消費者政策会議

・情報機能強化検討会議
・食品安全行政に関する関係閣僚会議
・女性の再チャレンジ支援策検討会議
・成長力底上げ戦略推進円卓会議
・総合エネルギー対策推進閣僚会議
・総合科学技術会議
・食育推進会議
・食料・農業・農村政策推進本部
・青少年育成推進本部
・政府調達苦情処理推進本部
・総合海洋政策本部

た
・対日投資会議
・男女共同参画推進本部
・地球温暖化対策推進本部
・知的財産戦略本部
・中央交通安全対策会議
・道州制特別区域推進本部
・男女共同参画会議
・地域活性化統合本部会合
・地球環境保全に関する関係閣僚会議
・地方分権改革推進本部
・中央防災会議
・鳥インフルエンザ等対策に関する関係閣僚による会合

な
・日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議(拉致問題関連情報)
・年金記録問題に関する関係閣僚会議

は
・犯罪被害者等施策推進会議
・BT戦略会議
・副大臣会議
・普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会
・防衛省改革会議
・犯罪対策閣僚会議
・バリアフリーに関する関係閣僚会議
・物価問題に関する関係閣僚会議
・平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の取組に関する関係閣僚会合(いわゆる米軍基地再編関係閣僚会合)

ま
・水俣病に関する関係閣僚会議

や
・薬物乱用対策推進本部
・輸入品の安全確保に関する官民合同会議
・郵政民営化推進本部

ら
・拉致問題対策本部

わ
・若者自立・挑戦戦略会議

総理または官房長官がトップでない会議

・沖縄政策協議会
・代替施設建設協議会
・市町村合併支援本部
・多重債務者対策本部

政府・与党協議会

・安心できる社会保障・税制改革に関する政府・与党協議会
・公務員制度改革に関する政府・与党協議会
・財政・経済一体改革会議
・医師確保対策に関する政府・与党協議会
・寒波・雪害対策に関する政府・与党会合
・三位一体の改革に関する政府・与党協議会

・児童手当・年金国庫負担に関する政府・与党協議会
・政府・与党医療改革協議会
・政府・与党整備新幹線検討委員会
・道路特定財源に関する政府・与党協議会
・被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会
・少子化対策に関する政府・与党協議会
・政府・与党政策金融協議会
・道路関係四公団民営化に関する政府・与党協議会
・年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会
・郵政改革に関する政府・与党協議会

各種本部・会議等の活動情報

【現在活動中の会議】（活動を停止・終了した会議はこちらをクリックしてください）

	名称	根拠	開始時期
あ	アクション・プログラム実行推進委員会	閣議決定	H05.08.13
	足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H15.12.02
	アスベスト問題に関する関係閣僚による会合		H17.07.29
	新しい国民との直接対話のあり方に関する検討グループ		H18.12.28
	安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会	内閣総理大臣決裁	H19.4.17
	ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H14.06.13
か	外国人労働者問題関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	S63.05.13
	カウンターインテリジェンス推進会議	内閣総理大臣決定	H18.12.25
	渇水対策関係省庁会議	関係省庁申合せ	H17.07.11
	観光立国関係閣僚会議	閣議口頭了解	H15.05.16
	寒波・雪害対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.12.28
	官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会	内閣官房長官決裁	H19.07.12
	教育再生会議	閣議決定	H18.10.10
	行政改革推進本部	閣議決定	H13.01.06
	行政効率化関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16.02.05
	行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省		

	庁連絡会議	関係省庁申合せ	H19.12.14
	建築確認問題に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H19.12.14
	原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議		H19.12.11
	公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会	関係省庁申合せ	H15.08.01
	公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.08.23
	公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.12.26
	構造改革特別区域推進本部	構造改革特別区域法	H14.12.18
	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法	H13.01.06
	国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部	閣議決定	H13.07.10
	国際文化交流推進会議	内閣官房長官決裁	H17.11.24
	国民対話推進会議	内閣官房長官決裁	H19.05.24
	国有財産有効活用等連絡会議	関係省庁等申合せ	H10.08.21
	「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議	関係省庁等申合せ	H17.12.27
	国家公務員雇用調整本部	閣議決定	H18.06.30
さ	再チャレンジ推進会議（「多様な機会のある社会」推進会議）	内閣官房長官決裁	H18.3.29
	裁判員制度関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H17.03.17
	産業再生・雇用対策戦略本部	閣議決定	H14.11.12
	事故災害防止安全対策会議		
	市町村合併支援本部	閣議決定	H13.03.27

	情報機能強化検討会議	内閣総理大臣決定	H18.12.01
	食品安全行政に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H14.04.05
	食料・農業・農村政策推進本部	閣議決定	H12.04.18
	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	関係省庁申合せ	H16.03.02
	人身取引対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16.04.05
	総合エネルギー対策推進閣僚会議	閣議口頭了解	H05.08.24
	総合海洋政策本部	海洋基本法	H19.07.20
	総合法律支援関係省庁等連絡会議	関係省庁等申合せ	H05.02.17
	測位・地理情報システム等推進会議	内閣官房長官決裁	H17.09.12
た	大規模停電対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.08.15
	多重債務者対策本部	閣議決定	H18.12.22
	地域活性化策の推進に関する検討チーム	関係省庁等申合せ	H18.10.26
	地域活性化統合本部会合	閣議決定	H19.10.09
	地域再生本部	地域再生法	H15.10.24
	地球温暖化対策推進本部	地球温暖化対策の推進に関する法律	H09.12.19
	地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議	内閣総理大臣決裁	H09.08.22
	地球環境保全に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H05.12.21
	知的財産戦略本部	知的財産基本法	H15.03.01
	デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議	関係省庁等申合せ	H19.09.26
	道州制ビジョン懇談会	内閣官房副長官補決裁	H19.01.26

	都市再生本部	都市再生特別措置法	H14.06.01
な	難民対策連絡調整会議	閣議了解	H14.08.07
	日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H14.09.20
	年金記録問題に関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H19.10.12
	年金業務・組織再生会議	内閣官房長官決裁	H19.08.21
	燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H14.05.15
	野口英世アフリカ賞に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.08.02
は	BT戦略会議	内閣総理大臣決裁	H14.07.05
	バリアフリーに関する関係閣僚会議	閣議口頭了解	H12.03.17
	犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議		
	犯罪対策閣僚会議	閣議口頭了解	H15.09.02
	プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.08.09
	平和構築分野の人材育成に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H18.12.27
	放射能対策連絡会議	内閣官房長官決裁	H15.11.21
	法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H17.01.27
ま	ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)		
	模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	H16.07.27
や	郵政民営化推進本部	郵政民営化法	H17.11.10

【活動を停止・終了した会議】

名称		根拠	備考
あ	アジア・ゲートウェイ戦略会議	内閣総理大臣決	

		裁	
か	海外経済協力に関する検討会	内閣官房長官決裁	
	海洋開発関係省庁連絡会議	内閣官房長官決裁	総合海洋政策本部へと発展解消
	観光立国懇談会	内閣総理大臣決裁	観光立国推進戦略会議へと発展解消
	幹部公務員の給与に関する有識者懇談会	内閣官房長官決裁	
	旧　行政改革推進本部	閣議決定	新　行政改革推進本部へと発展解消
	公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	行政効率化関係省庁連絡会議へと発展解消
	皇室典範に関する有識者会議	内閣総理大臣決裁	
	構造改革特区推進本部	閣議決定	構造改革特別区域推進本部へと発展解消
	構造計算偽装問題に関する関係省庁連絡会合	関係省庁等申合せ	
	国際平和協力懇談会	内閣官房長官決裁	
	国民保護法制整備本部	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	
	国家安全保障に関する官邸機能強化会議	内閣総理大臣決裁	
さ	社会保険庁の在り方に関する有識者会議	内閣官房長官決裁	
	社会保障の在り方に関する懇談会	内閣官房長官決裁	
	首相公選制を考える懇談会	内閣総理大臣決裁	

	新健康フロンティア戦略賢人会議	内閣官房長官決裁	
	人権教育のための国連10年推進本部	閣議決定	
	政策金融改革推進本部	閣議決定	
た	大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議	内閣官房長官決裁	総合海洋政策本部へと発展解消
	地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議	関係省庁申合せ	測位・地理情報システム等推進会議へと発展解消
	追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会	内閣官房長官決裁	
	特殊法人等改革推進本部	特殊法人等改革基本法	
な	2005年に愛知県において開催する国際博覧会関係閣僚会議	閣議口頭了解	
	日・ASEAN包括的経済連携構想を考える懇談会	内閣官房長官決裁	
は	犯罪被害者対策関係省庁連絡会議	内閣官房長官決裁	犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議（内閣府）に機能引継ぎ
や	郵政三事業の在り方について考える懇談会	内閣総理大臣決裁	

[参考]
中間報告と最終報告を両方掲載している例。



首相官邸

トップページ

トップ > 会議等一覧

成長力底上げ戦略推進円卓会議

成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐことを目的とする「成長力の底上げ戦略」が国民各層の理解を得て適切な効果を上げることを目指し、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」を開催することとしました。

成長力底上げ戦略推進円卓会議

□ 構成員

□ 資料 [PDF]

□ 開催状況

第4回会合 平成19年12月26日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]
第3回会合 平成19年 7月 9日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]
会議合意 [PDF]
第2回会合 平成19年 6月 6日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]
第1回会合 平成19年 3月22日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]

ジョブ・カード構想委員会

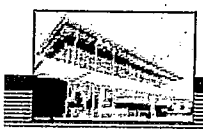
□ 構成員

□ 開催状況

最終報告 平成19年12月12日 最終報告資料
第4回会合 平成19年12月12日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]
中間報告 平成19年 7月24日 中間報告資料
第3回会合 平成19年 7月12日 議事次第 議事要旨 [PDF]
第2回会合 平成19年 6月12日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]
第1回会合 平成19年 5月23日 議事次第・配付資料 議事要旨 [PDF]

成長力底上げ戦略構想チーム

【連絡先】内閣府成長力底上げ戦略担当室
〒100－8970 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL.03-5253-2111(45249)



首相官邸

トップページ

トップ > 会議等一覧

情報機能強化検討会議

官邸における情報機能の強化を検討することを目的として、内閣に情報機能強化検討会議が設置されています。

□ 根拠・構成員

□ 決定等
平成19年2月28日 官邸における情報機能の強化の基本的な考え方
平成20年2月14日 官邸における情報機能の強化の方針

標準様式　　平成２０年　月　日

行政文書の開示の実施方法等申出書

内閣情報官　　殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1　行政文書開示決定通知書の番号等

＊日　　付　　平成２０年3月１４日
文書番号　　閣情第１３５号

2　求める開示の実施の方法
下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

＊行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
・情報機能強化検討会議の設置について ・防衛庁の省移行にかかる内閣情報調査室の関係規程の一部改正について（情報機能強化検討会議の設置についての一部改正について） ・官邸における情報機能の強化の基本的考え方及びその説明資料 ・情報機能強化検討会議の根拠・構成員及び中間取りまとめの首相官邸ホームページへの掲載について ・官邸における情報機能の強化の方針及びその説明資料 ・官邸における情報機能の強化の方針の首相官邸ホームページへの掲載について	Ａ４版文書 １１０枚	1 写しの交付	①全部 ②一部（　　）
		2 写しの送付	①全部 ②一部（　　）

3　開示の実施を希望する日

4　「写しの送付」の希望の有無　〔有　無　：同封する郵便切手の額　　円〕

開示実施手数料 残り¥900円		（受付印）



＊担当課等
内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）
TEL　03-5253-2111　　内線83406